

令和4年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年10月21日（金） 午前 9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	川窪 幸治 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	松下 太葵 君	委員	久木田 大和 君
委員	野村 和人 君	委員	藤田 直仁 君
委員	塩井川 公子 君	委員	平原 志保 君
委員	木野田 誠 君	委員	有村 隆志 君
委員	池田 綱雄 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	竹下 智行 君	議員	宮田 竜二 君
議員	前島 広紀 君		

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	土木課長	西元 剛 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築指導課長	下舞 和稔 君
都市計画課長	秋窪 達郎 君	区画整理課長	岩元 龍己 君
建築住宅課長補佐	柰田 信幸 君	区画整理課長補佐	古江 洋一 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設政策課主幹	河野 博志 君
建設施設管理課主幹	養田 健 君	建設施設管理課	鶴園 裕之 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	土木課主幹	立山 和幸 君
建築住宅課主幹	和田 清仁 君	建築住宅課主幹	迫 則男 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
建築指導課主幹	福盛 忍 君	都市計画課主幹	深迫 康幸 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	建設施設管理課道路管理グループ長	海江田 和大 君
土木課道路整備第1グループ長	徳重 和博 君	土木課道路整備第2グループ長	叶 和美 君
都市計画課都市計画グループ長	米田 大祐 君	区画整理課業務第2Gサプリーター	中尾 伸也 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君		
霧島総合支所副総合支所長兼市民生活課長	江口 元幸 君	霧島総合支所市民生活課主幹	貴島 俊一 君
霧島総合支所市民生活課温泉Gサプリーター	冷水 辰雄 君	霧島総合支所市民生活課温泉G主査	上平熊 学 君
上下水道部長	浮邊 文弘 君	上下水道総務課長	久木元 直仁 君
水道工務課長	上小園 伸一 君	下水道工務課長	三島 由起博 君
上下水道総務課主幹	瀧間 宏 君	上下水道総務課主幹	福田 覚 君
水道工務課主幹	丸山 省吾 君	水道工務課主幹	深水 孝志 君
下水道工務課主幹	前田 裕明 君	下水道工務課主幹	八反田 竜一 君
上下水道総務課政策Gサプリーター	伊澤 由記 君	上下水道総務課政策Gサプリーター	藤田 守孝 君
下水道工務課下水Gサプリーター	桐原 隆志 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

7 本委員会のへの付託案件のうち、本日の審査及び議決案件は、次のとおりである。

- 議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第75号 令和3年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 令和3年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第80号 令和3年度霧島市水道事業会計決算認定について
- 議案第81号 令和3年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について
- 議案第82号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第83号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について
- 議案第84号 令和3年度霧島市病院事業会計決算認定について
- 議案第85号 令和3年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について
- 議案第86号 令和3年度霧島市下水道事業会計決算認定について
- 議案第87号 令和3年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

△ 議案第79号 令和3年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

まず、議案第79号、令和3年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第79号令和3年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を説明いたします。霧島市温泉供給事業は、霧島地区及び牧園地区で行っており、歳入・歳出予算現額は、7,426万3千円で、歳入調定額は、8,687万572円、収入済額は、7,569万9,752円、不納欠損額は、0円、収入未済額は、1,117万820円、支出済額は、7,287万7,530円、翌年度への繰越額は、0円、不用額は、138万5,470円です。また、歳入歳出差引残額は、282万2,222円となっております。支出済額の内訳として総務費は、7,287万7,530円で、人件費、施設管理に係る費用、及び配湯槽のステンレス鋼板内張工事に係る工事請負費などです。以上で温泉供給特別会計決算の概要説明を終わりますが、決算に係る主要な施策の成果等については、霧島総合支所市民生活課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

霧島市温泉供給事業は、令和3年度末現在、霧島地区では、旅館及び病院などの営業用が24件、共同浴場が6件、家庭用が242件の計272件、また、牧園地区では、20件、両地区で合計292件へ供給しており、観光の振興や住民の健康増進を図っているところです。現状として、霧島地区では、蒸気井の蒸気も温度低下はなく、温泉造成量も確保できており、安定した供給を行うことができました。また、牧園地区においても、給湯施設等に大きな故障等もなく安定した状態で温泉供給をすることができました。これからも、安定供給をおこなうため、現在の施設を適正に維持し、今後も老朽化に伴う温泉施設の改修等を計画的に進めてまいります。令和3年度中の具体的措置としては、遠見松地区配湯槽の長寿命化対策として、ステンレス鋼板の内張工事を実施しております。以上で令和3年度霧島市温泉供給特別会計決算の内容説明を終わります。よろしくご審査いただきますよ

うお願いいたします。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

主な工事は、ステンレス鋼板の内張り工事ということですが、収入のいわゆる温泉の料金ですが、未収金は1,117万820円。これは全てだというふうに理解していいんですか。温泉の供給に対する未収金は幾らになってますか。

○霧島市民生活課主幹（貴島俊一君）

言われとおり、温泉の使用料の未収金が1,117万820円です。

○委員（木野田誠君）

この金額は令和元年度、それから2年度がわかっているならば教えてください。

○霧島市民生活課主幹（貴島俊一君）

令和元年度分の未収が600万720円。令和2年度が22万7,980円。

○委員（木野田誠君）

ちょっと数字がわかりにくいんですけど、600万720円は令和元年度に発生した未収金ですよ。令和2年度は22万7,000円ですよ。そうするとほんならそういう今表現があったから3年度は幾らあったのか教えてください。

○霧島市民生活課主幹（貴島俊一君）

令和3年度は、84万1,230円です。平成16年度から、毎年のトータルがさっき言った1,117万820円です。

○委員（木野田誠君）

令和3年度は特に84万1,230円ということですが、ちょっと突出してふえてるんですが、これは説明の中でありました施設それから共同浴場、旅館病院などの営業用は、24件とあります。共同浴場が6件、家庭用が242件とありますが、この八十何万円の未収金の内訳は。

○霧島市民生活課主幹（貴島俊一君）

営業の方の分が83万2,100円で、あと個人の方の分が9,130円です。

○委員（木野田誠君）

84万2,100円が営業の方ということですが、これは何件分ですか。

○霧島市民生活課主幹（貴島俊一君）

1件分です。

○委員（前川原正人君）

今木野田委員の関連になるんですけど、要するに、現年度分と過年度というふうに分けたほうがわかりやすいんじゃないですか。ちょっと聞いてて、累計がありますので、どうしても、全体で皆見なきゃならないという部分がありますので、現年度と過年度という点で見たときに、どのような数字になってんですかその、収入未償額、そこはどうなんですか。

○霧島市民生活課主幹（貴島俊一君）

令和3年度を現年度と見た場合に、1,117万820円から84万1230円を引いた、1,032万9590円が過年度分です。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、令和3年度中に廃止をしたところもありますか。

○霧島市民生活課主幹（貴島俊一君）

営業用が24件なんですけど、2件廃止されて、2件引かれたので、差引きゼロなんですけど、あと個人用が6件減少しています。霧島5件、牧園1件。

○委員（前川原正人君）

要は旧霧島町の温泉供給のやり方っていうのは、温泉源のトンネルの中に水を入れて温めて給配水をする。牧園のほうは、自噴の部分も少しはあるんじゃないですか。そうになったときに、いわゆるスケールがたまりますよね。たまっていくと硫黄で腐食が進んでいきますよね。そうすると、今度は、今後のメンテナンスの費用等が老朽化という点で見たときに、今の施設があとどれぐらいで見直しが必要になるんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

今定期的には、タンク清掃という形でスケールというか湯の花の除去を毎年行っています。牧園のほうは泉質がきれいなものですから、そういうことは2年に1回程度行っています。今後の耐用年数というのは、タンクにしても、管路にしても、メーカーに確認はとってるんですが、泉質によって違うということで、耐用年数は答えられないと。ただ、現在のところ、温泉のほうは、霧島市地区は改良してから34年たってますけど、大きく問題はないと思っています。

○委員（久木田大和君）

先ほどの収入未済額の中で、過年度分の令和2年度以前に徴収できなかった分の徴収率とかっていうのは、わかりますでしょうか。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

ただいまの御質問、額的には押さえてるんですが実績に出しておりませんので、後ほど御報告をさせていただきます。

○委員（藤田直仁君）

歳入のところの事業収入分担金、加入金、使用料及び手数料、これって使用される部分は、業務用、家庭用、共同浴場というのは、市営になるっていうことなんですかね。どこに誰が入ってるのかちょっと初めてなんでよくわからないんですよ。1番最初はよかったですけど申し訳ないけど、そこまで教えてもらってよろしいですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

共同浴場という例規に枠組みがありまして、共同浴場というのは、個人の方々が、一つに集まって一つの風呂に共同体で入ってらっしゃる。そのような位置づけ。位置づけ的には個人と営業と共同浴場という形です。

○委員（藤田直仁君）

例えば加入金ってあれば、加入金というのは1回取ればそれで済むのかって自分なんかそう思ったんだけど、毎年上がっているような気がするんですけど、収入済みになってるんで、営業用にもかかって共同浴場にもかかって家庭にもかかってるのかとか、そうすると例えば分担金もどこの分だけのことを言ってることがよくわからないと言ってるんです。事業収入も家庭用の出してるのは、ひょっとしたらこれ使用料だけなのかな、家庭はって思ったりもしてたもんだから、各項目どこが入ってるのかっていうのを知りたいんですけど。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

分担金加入金につきましては、加入金は基本的に毎年新規加入があるということの前提であったときの場合の前提で予算計上させていただいております。同じく分担金も、新規加入があった場合に、本管からメーターまでを接続する経費、これを負担いただいておりますので、その経費として、新規加入の分を計上させていただいております。そのほかに加入金につきましては、例えば施設増設、浴槽の増設だとか、拡大だとかあったときには、浴槽面積が変わりますので、その分には、加入金が新規でなくても、新たに発生をするということを想定して計上させていただいております。

○委員（藤田直仁君）

事業収入も、それから使用料手数料も全部教えてください。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

事業収入につきましては、先ほどから御質問がございます月々の使用料を計上しているのが事業収入でございます。もちろんここには、現年度分と滞納繰越し分がございます。それから手数料につきましては2種類ございまして、納期までに、使用料が収まらなかった方々にお送りする督促の手数料と、あともう一つ申請手数料というのがございまして、これは霧島地区の温泉の条例の中にありますのは、5年ごとに、新たに更新をしていただくというものがございまして、その手数料分が入っております。もう一つはもし使用者の方が亡くなられたときに、相続をされる、権利を相続される場合がございますが、そのときの名義変更手数料、これもここに入っているところでございます。

○委員（平原志保君）

前にも質問したことがあって、期限までにお支払いいただけなかった方々が何か月かずっとたまってきたりするわけですけども、給湯ストップっていうのは、ルールがあるんでしょうか。以前聞いたときにはなかったと思うんですが、例えば半年間未納が続いたら、温泉供給をとめるとか、そのようなルールは、そのあと作られたのかどうかちょっとお尋ねします。

○霧島地域振興課主幹（貴島俊一君）

滞納されたから温泉をとめるというルールは作っていませんけれども、営業用途についても、計画的に納付してもらうようにということで、今、分納計画書を出してもらって、やってもらってます。過去の部分で止められた分についてはなかなか徴収ができないのが実態です。今実際引いてる人については、少しずつでも納めることを条件に、給湯しております。

○委員（平原志保君）

やはり公平性っていうところも皆さん見られているところなので、厳しいかもしれませんが電気、ガス、水道、やはり納めなければライフラインといえどもとまってしまうものです。温泉というのは、特にライフラインには入らないかと思っておりますので、その辺はしっかりされたほうが良いのかなと思います。ケーブルテレビなんかも、これが積み重なって、結局、大変な問題になってしまっていましたので、少しずつ分納という形もあるかもしれませんが、その辺のルールをしっかり決めないと、少子高齢化、特に霧島市高齢化で、いつの間にか亡くなっていて住んでないのに温泉が止まってないということも十分あり得る事態も、予測できますので、考えていただければと思います。

○委員（木野田誠君）

1件で84万1,230円の未納があったということですが、この部分についても分納システムを使って払ってもらいながらここに増えてきたというような理解でよろしいですか。

○霧島地域振興課主幹（貴島俊一君）

はい、おっしゃるとおりです。この事業所については令和元年とかその前のものが結構ありまして、それについてはもう完納しました。本当は、現年度から先に払えばいいんですけど、過去の滞納から払って、現年の分が逆にまた滞納になっているので、令和3年度分も、分納されてるんですけど、実際令和4年度は払っているような状況になってるんで、そこについては、少しずつでも追い越すようにということで今、督促等に行ってるところです。

○委員（木野田誠君）

過年度分は済んだと。完納したということですが、完納している部分は、何年の分まで完納してますか。

○霧島地域振興課主幹（貴島俊一君）

この営業所については決算の時点では、令和12年度分はひと月分が、まだ払ってなくて9万1,360円残ってたんですけども、これについては現時点では、支払いが終わっていて、令和3年度分はま

だ残ってます。

○委員（木野田誠君）

その業者は多分私思ってる業者だと思うんですが、その以前2年ぐらい前の未収金の額から比べると大変頑張ってもらって、完納されてるなっていうイメージを持っております。今そういう返してもらいながら供給するっちゅう形ですので、かなり減ってはいますので、そういう形で、やっぱり供給していただけたらやはり、地場産業とか観光関係もやっぱり守っていかなくちゃいけないところの使命も温泉供給はありますから、その辺を考えてやっぱり頑張っていたいただきたいと思います。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第79号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時25分」

「再開 午前 9時30分」

△ 議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第74号、令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

それでは、令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部の総括説明をいたします。土木費の予算現額の総額、47億7,563万6千円、支出済額、39億7,084万6,381円、翌年度への繰越額、7億3,775万7千円、不用額、6,703万2,619円です。なお、この土木費の中には、総務部 工事契約検査課に係る費用も含まれております。次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、予算現額、6億9,700万1千円で、支出済額、4億8,692万153円、翌年度への繰越額、7,919万1千円、不用額、1億3,088万9,847円です。主なものは、土木施設の災害復旧に係る費用です。以上で建設部関係の総括説明を終わりますが、各課の決算に係る主要な施策の成果等については、各担当課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設政策課長（竹下淳一君）

建設政策課分について、ご説明いたします。主要な施策の成果94ページ、決算書は112ページから121ページになります。土木総務費の未登記整備事業については、合併直後、公共事業用地の未登記の原因調査・証拠書類等の保管状況調査を実施いたしました。その結果、未登記原因の顛末書類がほとんど残存せず、当時の登記承諾書及び地積測量図等も現行の不動産登記法に適用できないことなどが判明しましたので、外部への業務委託により、土地調査等を実施しながら未登記の解消に努めているところです。令和3年度の成果としましては、土地調査50筆のほか、前年度までの測量済箇所や当年度に測量を行い作成した登記書類に基づき、38筆の未登記を処理し、私権の設定等を防止できたことにより、公有財産の適正な管理が図られました。以上で建設政策課分の説明を終わります。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

続きまして、建設施設管理課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果95ページ、決算書は112ページから115ページです。土木総務費の「市道・橋梁台帳整備事業」では、道路改良工事などにより道路現況に変更が生じた路線の台帳補正などに、委託料625万200円を執行しま

した。これにより、道路台帳及び橋梁台帳の情報整備が整い、地方交付税の算定基礎となる道路数値の把握や道路台帳図のシステムデータ更新により市道確認が容易になり、許認可申請に対する利便性・迅速化を図ることができました。次に、主要な施策の成果 95 ページから 97 ページ、決算書は 114 ページ から 115 ページです。道路橋梁維持費の「地方改善施設整備事業」では、工事請負費 1,000 万円で隼人地区真孝西～山王上線の道路維持工事を実施し、地域の利便性の向上と安全性の確保を図りました。「道路維持改良事業」では、委託料 364 万 5,070 円で、10 件の測量設計を行いました。工事請負費では 4,425 万 3,000 円で、R3 姫城中央線（補助金）道路舗装工事など 8 件を執行し、舗装や側溝等の改修を行い、通行の安全を図りました。公有財産購入費に 24 万 8,990 円、補償補填及び賠償金 42 万 5,657 円を執行し、工事箇所の用地を確保しました。「道路維持管理事業」では、修繕料 1 億 9,933 万 748 円で道路の舗装や側溝などの修繕を 649 件行い、委託料 1 億 846 万 3,700 円で、道路管理業務・草払い・街路樹管理などを委託し、通行の安全や危険防止を図り地域住民の要望に応えることができました。また、工事請負費 468 万 2,700 円で隼人町松永地区の資材置場造成工事を実施しました。「橋梁長寿命化修繕事業」では、委託料の現年度分 7,154 万 1,734 円と繰越分 5,000 万円で瀬谷橋など 9 橋の橋梁補修設計業務と 9 工区の橋梁定期点検業務の委託、また、工事請負費の現年度分 6,174 万 9,000 円と繰越分 4,140 万 6,000 円で橋梁補修工事 6 件を執行し、下桑ノ丸橋など 6 橋の修繕が完了したことで、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の長寿命化を図ることができました。「道路アダプト制度事業」では、令和 3 年度に 1 団体の脱退があったものの、9 団体の新規登録、1 団体の活動復帰があり合計 85 団体となりました。88 路線の実施延長約 83km で草払い、清掃活動をして頂き、主要道路の環境・景観及び機能の維持保全が図られました。「道路施設防災安全対策事業」では、委託料 282 万 92 円で R3 牧園～霧島線測量設計業務など 3 件の設計業務を委託し、また工事請負費 2 億 3,191 万 6,000 円で、舗装工事 9 件を執行し、利用者の安心安全な道路交通環境を確保することができました。また、公有財産購入費 8 万 6,400 円、補償補填及び賠償金 6,670 円を執行し、工事箇所の用地を確保しました。次に、主要な施策の成果 97 ページから 98 ページ、決算書は 120 ページから 121 ページです。公園費の「公園管理事務事業」では、修繕料 396 万 3,597 円で東その山地区コミュニティ広場法面保護修繕等を実施し、また委託料 961 万 416 円で天降川ふるさとの川河川公園管理業務等を委託し、適切な維持管理を行い、利用者が安心・安全・快適に利用できる公園としての機能を確保しました。「都市公園管理事業、城山公園管理事業、丸岡公園管理事業」では、指定管理者制度による管理を行い、市民のゆとりとやすらぎの場として利用しやすい公園を提供できました。「公園改修事業」では、安全に公園が使用できるよう、修繕料 199 万 7,867 円で町後公園等の遊具修繕など 11 件を実施しました。また、工事請負費の繰越分 4,500 万円で城山公園研修センターのエレベーター改修工事とパターゴルフ場の改修工事を行いました。次に、主要な施策の成果 99 ページ、決算書は 150 ページから 153 ページです。土木施設災害復旧費の「道路施設災害復旧事業」では、公共土木施設災害応急対策業務委託により、豪雨や台風時の崩土除去、倒木除去等を委託し、工事請負費の現年度分 3,315 万 9,200 円で木場線など計 7 件、繰越分 2 億 2,800 万 2,000 円で春山線など計 12 件の災害復旧工事を実施し、被災箇所の早急な復旧により二次災害が防止され、市民生活の安全が図られました。また、工事に係る公有財産購入費で 17 万 8,113 円、補償補填及び賠償金で 3 万 3,790 円を執行し、工事箇所の用地を確保しました。「公園施設災害復旧事業」では工事請負費 420 万円で丸岡公園災害復旧工事を実施し、早急な対応を行いました。以上で建設施設管理課分の説明を終わります。

○土木課長（西元 剛君）

続きまして、土木課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 100 ページ、決算書は 114 ページから 117 ページです。「道路新設改良費」については、具体的措置として、委託料の現年度分 5,387 万 2,313 円で、芦谷～下川内線測量設計業務委託など 11 件、工事請負費の現年度分

2億3,780万5,000円で、川跡～新川線など16件、繰越分8,046万1,800円で、神宮～内山田2号線など6件、また、工事に係る公有財産購入費の現年度分728万6,844円、補償補填及び賠償金の現年度分1,153万718円と繰越分86万2,720円を執行しました。なお、地区別では国分地区で口輪野～永迫線外9路線、横川地区で今村～黒葛原線外2路線、牧園地区で宿窪田線の1路線、霧島地区で泉水～市後柄線外1路線、隼人地区で神宮～内山田線外1路線、福山地区で平野線外1路線、合わせて20路線の事業を行っています。成果として、工事着手に必要な実施測量設計のほか、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、道路の拡幅やカーブの修正、側溝等の整備を行い、車輛や歩行者の通行の安全が図られました。次に、主要な施策の成果101ページ、決算書は116ページから117ページです。「幹線市道整備事業費」については、具体的措置として、委託料の現年度分1,480万円で、馬立～北原線測量設計業務委託1件、工事請負費の現年度分7,627万8,000円で、論地通り1号線など7件、繰越分2,640万4,000円で、川跡～有下線など2件、また、工事に係る公有財産購入費の現年度分19万5,936円、補償補填及び賠償金の現年度分123万131円を執行しました。なお、地区別では、国分地区で川跡～有下線の1路線、溝辺地区で馬立～北原線外1路線、合わせて3路線の事業を行っています。成果として、川跡～有下線及び馬立～北原線並びに論地通り1号線の工事や川跡～有下線の用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果102ページ、決算書は116ページから117ページです。「河川管理費」については、具体的措置として、委託料の現年度分1,655万919円で、天降川等の水門管理委託や市の管理する河川に係る草木類の伐採など34件を執行し、水門や河川の適正な維持管理により水害の未然防止が図られました。工事請負費の現年度分2,454万1,000円で、県単急傾斜地崩壊対策工事瀬戸口地区など2件、繰越分の424万円で、県単急傾斜地崩壊対策工事溝上地区を執行し、土砂災害から住民の生命・財産を守ることができました。負担金補助及び交付金1,564万4,900円は、県営事業で土石流や土砂流出及び崖崩れの恐れがある急傾斜地など10件の砂防関係事業が行われ、市の負担金として支出しています。次に、主要な施策の成果103ページ、決算書は116ページから119ページです。「港湾管理費」については、具体的措置として、委託料118万5,388円で、隼人港の防潮扉、国分敷根・福山海岸の陸間管理委託及び福山海浜緑地広場の維持管理業務を委託し、防潮扉等の適正な維持管理により水害防止が図られ、また、福山港を訪れる市民が快適に施設利用できました。次に、主要な施策の成果103ページ、決算書は150ページから153ページです。「土木施設災害復旧費」の河川施設災害については、委託料135万3,000円で、3件の測量設計業務委託を執行しました。工事請負費の現年度分1,180万9,600円で、西小田川河川災害復旧工事など2件と繰越分919万円で、鎮守尾川河川災害復旧工事を執行しました。成果として、被災箇所での早急な復旧により、被災拡大や二次災害が防止され、市民生活の安全が図られました。以上で土木課分の説明を終わります。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

続きまして、建築住宅課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果104ページ、決算書は112ページから115ページです。土木総務費のうち、「省エネモデル住宅管理事業」については、平成24年にオープンし、10年が経過しました。令和3年度の省エネモデル住宅の来館者数は3,896名であり、見学者から「住宅の新築や改修の際は、省エネ設備を取り入れたい」という意見もあり、省エネや環境への関心を高めることができました。次に、主要な施策の成果104ページ、決算書は120ページから123ページです。住宅管理費の「市営住宅維持管理事業」については、現状として、施設の経年劣化による修繕や樹木の伐採等の要望が増えており、良好な住環境を保つために効率的・効果的な修繕などが求められています。管理戸数は令和3年度末で、公営住宅4,077戸、準公営住宅19戸、特定公共賃貸住宅166戸、単独住宅231戸の合計4,493戸です。老朽化に伴う解体等による減で、昨年度と比較し21戸の減となっています。施策の方向としては、市営住宅を

良好な状態に保ち、入居者に安全で快適な住環境を提供するため、指定管理者制度を導入し、住宅設備の保守点検や修繕を行っています。具体的措置として、指定管理者への委託料 1 億 7,422 万 4,600 円、霧島市公営住宅等長寿命化計画策定業務が 676 万 5,000 円、国分地区の川内団地浄化槽改修工事設計委託料が 48 万 4,000 円、その他既に解体撤去している住宅跡地の草払い作業などが 187 万 2,193 円で、委託料の合計で 1 億 8,334 万 5,793 円を執行しました。修繕料 4,888 万 7,065 円は、退去時の修繕など 77 件です。工事請負費 244 万 7,000 円は、霧島地区の中原団地の駐車場舗装工事を執行しました。成果として、入居者の安全かつ快適な住環境の向上が図られました。次に、主要な施策の成果 105 ページ、決算書は同じく 120 ページから 123 ページです。「市営住宅浄化槽改善事業」については、単独浄化槽などから合併浄化槽への改修や下水道への接続を行うもので、具体的措置として、委託料 213 万 700 円は、横川地区の第二山住住宅浄化槽改修工事の設計業務など 3 件、工事請負費 1,980 万円は、溝辺地区の第一陵南団地浄化槽改修工事を執行しました。成果として、住環境の向上及び水質改善を図ることができました。次に、主要な施策の成果 105 ページ、決算書は 26 ページから 27 ページ及び 120 ページから 123 ページです。「住宅使用料収納事務」については、現年度分は調定額 6 億 6,725 万 5,000 円に対し、収入が 6 億 6,573 万 5,900 円で徴収率 99.77%です。過年度分は調定額 1 億 3,796 万 6,633 円に対し、収入が 405 万 5,800 円で徴収率 2.94%です。具体的措置として、滞納者に対しては電話や戸別訪問などを粘り強く取り組んでおり、また、連帯保証人に対しては滞納状況を通知するとともに、納付指導を行って頂くように依頼しています。次に、主要な施策の成果 105 ページ、決算書は 56 ページから 57 ページ及び 120 ページから 123 ページです。「住宅新築資金等貸付事業」については、過年度分は調定額 2 億 7,395 万 5,300 円に対し、収入が 368 万 7,403 円で徴収率 1.35%です。具体的措置として、戸別訪問を行い粘り強く交渉した結果、少額ではありますが、定期的に納入するようになってきていますので、引き続き長期滞納者を中心に粘り強く納付指導を行い、徴収率の向上に努めていきます。次に、主要な施策の成果 106 ページ、決算書は同じく 120 ページから 123 ページです。「市営住宅改善事業」については、具体的措置として、委託料 845 万 9,000 円は、国分地区の大野原団地 7・12 号棟外壁改善工事の設計業務など 3 件、工事請負費 6,717 万 1,300 円は、国分地区の大野原団地 5 号棟外壁改修工事など 4 件を執行しました。また、繰越分の工事請負費 1 億 869 万 9,700 円は、国分地区の大野原団地 5 号棟個別改善工事(給排水 1 工区)など 4 件を執行しました。成果として、外壁等の改修、老朽化した設備の改善設計を行ったことにより、次年度以降の計画がたち、外壁改修、個別改善工事を行ったことで、市営住宅等の長寿命化が図られ、安全で快適な住環境が確保できました。「老朽住宅除去事業」については、退去が完了し、老朽化した住宅を解体するもので、具体的措置として、委託料 275 万円は、老朽市営住宅除去工事の設計業務、工事請負費 2,354 万 6,400 円は、横川地区の老朽市営住宅除去工事など 7 件、そして用途廃止住宅の移転補償費を 13 件分で、222 万 3,000 円執行しました。成果として、市営住宅の総量縮減及び管理戸数の適正化につなげることができました。次に、主要な施策の成果 107 ページ、決算書は 122 ページから 123 ページです。「市営住宅等建替事業」については、具体的措置として、繰越分の委託料 380 万 6,000 円は、霧島地区の田口団地 3 号棟建替工事監理業務、工事請負費 9,910 万 2,872 円は、田口団地 3 号棟建替工事(建築)など 3 件を執行しました。成果として、老朽化し、耐用年数を経過した住宅の建替を行ったことで、安全で快適な住環境が整備できました。次に、主要な施策の成果 107 ページ、決算書は 152 ページから 153 ページです。「住宅施設災害復旧費」については、具体的措置として、委託料 213 万 9,280 円は、火災があった国分地区の敷根検校橋団地火災復旧工事の設計業務など 4 件、工事請負費 1,375 万円は、同じく敷根検校橋団地火災復旧工事を執行しました。成果として、火災により損傷した住戸の住環境の復旧ができました。以上で建築住宅課分の説明を終わります。

○建築指導課長(下舞 和稔君)

続きまして、建築指導課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 108 ページ、決算書は 114 から 115 ページです。「建築確認審査業務等」については建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について審査、検査等を行うほか、法令に関する啓発や法令違反の指導等を行うと共に、崖や道路の取扱い、法令解釈などの相談対応を実施しております。具体的な取組としては、令和 3 年度は建築基準法に基づく建築物・工作物に係る確認申請について 209 件、計画変更申請 18 件の審査と、同じく完了検査の申請について 215 件の検査を実施しました。そのほか、共同住宅の建築計画について、建築主等と事前協議を行う「共同住宅等建築計画書」など市条例に基づく申請に対する審査を 17 件行いました。また、建築に関する相談においては、必要に応じ、現地確認や県への照会等を行い、対応するとともに、建築主等に対し法に基づく完了検査の受検を促すパンフレットを配布するなど、完了検査受検の啓発にも取り組んだところです。成果としては市民からの建築相談、建築確認申請・完了検査等について、適切な事務処理が図られ、また、完了検査の受検に対する理解等の向上を図ることができました。そのほか、地域の生活環境を損ねることがないよう共同住宅の建築主等に対し、自治会との事前協議等の配慮を求めることができました。次に「建築物耐震改修促進事業」については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発に努めるほか、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため建築物の所有者に対する支援を行っております。具体的な取組としては、木造住宅の耐震診断について 1 件費用の一部を助成し、旅館、ホテル等の大規模建築物の 3 棟について、解体工事の費用の一部について助成を行いました。成果としては市民ギャラリーで、木造耐震に関するパネル展示を行ったり、チラシ配布を行うことで、多くの市民が建築物の耐震性に関し、理解を深めてもらうなど、啓発を行うことができました。また、安全性を確保しようとする大規模建築物の建築主に対し、建替え設計の費用の一部を助成する交付決定を行い、現在設計中です。次に、主要な施策の成果 109 ページ、決算書は同じく 114 ページから 115 ページです。

「空家等対策事業」については、空家数の増加に伴い、適正に管理されていない空家がさらに発生し、市民生活への悪影響がますます顕著化することが見込まれることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理不十分な空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、本市における空家対策に係る課題等に対し、庁内連携の取りまとめ等を行っております。具体的な取組としては、令和 3 年度は、市民からの相談や通報があった 30 件の空家について現地調査等を実施し、空家所有者を特定した上で、空家の適正な管理を求めるとともに、相談窓口など必要な情報の提供や助言を行いました。また、倒壊のおそれが高いと判断した 3 件については法に基づく指導を行いました。さらに、これまでに指導等を行った 159 件の空家について現状確認などを行い、空家がもたらす問題の解決を図るため、所有者に対し、アンケート調査を実施し、令和元年度に空家等対策に関する協定を締結した専門家団体と空家等の対策に関する相談会を文書で実施しました。また、老朽危険空家の解体工事について、費用の一部を助成しました。成果としては所有者等に対して意向調査や指導等を通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、13 件が一部補修・除却等の措置が図られ、これまでに 122 件が改善されたところです。また、老朽危険空家の解体工事について 12 件の申請があり、解体費用の一部を助成することで、老朽危険空家のあった近隣の生活環境の改善が図られました。以上で建築指導課分の説明を終わります。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

続きまして、都市計画課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 110 ページ、決算書は 118 ページから 119 ページです。都市計画総務費、「都市計画総務管理事務事業」の具体的措置として、委託料の 800 万円で大規模盛土造成地変動予測調査を行い、国が抽出した市内 116 箇所のうち、63 箇所について、踏査による現地調査等を行い、大規模盛土造成地の状況や安全性を把握することができました。また、「都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業」の具体的措置とし

て、委託料の731万5,360円で霧島市立地適正化計画策定業務委託を行い、関連する計画や施策等の整理・分析及びアンケート調査を行い、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果111ページ、決算書は120ページから121ページです。街路事業費の「都市再生整備計画事業」の具体的措置として、委託料の現年分995万7千円でリノベーションまちづくりの業務委託など4件、繰越分1億1,184万8,615円で市道西町線のカラー舗装や隼人駅東西自由通路の整備に係る実施設計など11件、工事請負費の現年分1,348万3,000円で国分中央の川跡地区道路の改良工事など3件、繰越分1,691万4,000円で都市計画道路犬追場馬場線の道路改良工事を執行し、市街地整備の推進が図られました。次に、主要な施策の成果112ページ、決算書は120ページから121ページです。

「街路整備事業」の具体的措置として、委託料の現年分727万1,000円で新町線の物件等調査など5件、繰越分37万4,000円で新川北線の物件等調査、工事請負費の現年分9,170万8,000円で新町線の道路改良工事など5件、繰越分4,992万2,000円で日当山線の道路改良舗装工事など2件、また、工事に係る公有財産購入費の現年分7,059万9,936円、繰越分60万3,012円、補償補填及び賠償金の現年分1億1,412万5,181円、繰越分40万4,809円で、新川北線、日当山線、新町線の用地取得及び建物等の補償を行い、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果111ページ、決算書は120ページから121ページです。公園費の「公園整備事業」の具体的措置として、修繕料の現年分209万円で麓第一土地区画整理事業区域内の麓2号公園の広場修繕など2件、委託料の繰越分14万8,500円で麓4号公園の広場管理業務委託、工事請負費の1,108万4,000円で麓4号公園の整備工事を執行し、市民が憩いや健康づくりのために身近に利用できる公園を供用開始することができました。以上で都市計画課分の説明を終わります。

○区画整理課長（岩元龍己君）

続きまして、区画整理課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果113ページ、決算書は118ページから119ページです。麓第一土地区画整理事業では、委託料1件、5,555万円を執行しました。成果として、本年2月に麓第一土地区画整理事業の換地処分のお知らせを行うことができました。また、区画整理登記及び清算金事務に必要な資料等を作成することができました。次に、主要な施策の成果113ページ、決算書は118ページから121ページです。浜之市土地区画整理事業では、委託料7件、371万2,500円、工事請負費6件（うち繰越3件）、1億2,460万1,000円、補償補填及び賠償金5件、265万1,650円を執行しました。成果として、業務委託により、建物移転補償費の算定や、区画道路・水路・公園整地工事に必要な設計等を行い、移転交渉や工事に必要な資料の作成ができました。工事請負費は、区画道路や水路整備工事により事業の進捗が図られ、また、既設水路の改修工事を行ったことで、浸水頻度の軽減が図られました。補償補填及び賠償金は、工事を行う上で支障となる電柱やガス管等の移転補償を行ったことで、円滑に工事を行うことができました。令和3年度末の仮換地指定率は100%、事業費ベースでの進捗率は91.8%になりました。次に、主要な施策の成果114ページ、決算書は同じく118ページから121ページです。隼人駅東土地区画整理事業では、委託料11件、1,454万900円、工事請負費10件（うち繰越3件）、1億1,901万6,600円、補償補填及び賠償金9件、8,855万8,278円を執行しました。成果として、業務委託により、仮換地指定や建物移転交渉に必要な資料の作成や、工事の実施設計を行ったことで、計画的な事業実施ができました。工事請負費は、都市計画道路・区画道路・街区整地工事を行ったことで、区域内の道路網整備や仮換地への建物移転が可能となりました。補償補填及び賠償金は、建物等移転補償により、道路・街区整地工事等の支障となる建物移転等を進めることができました。その結果、本地区における良好な住環境整備に向けて着実に事業を推進することができ、令和3年度末の仮換地指定率は83.2%、事業費ベースの進捗率は61.3%になりました。以上で建設部の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

まず総括のところ、災害復旧費のほうは、1億3,088万円余りが不用額として計上されてますけれどもこれは、災害が想定したよりも少なかったもので、これぐらいの不用額という感じで計上されたのかについて教えてください。

○建設部長（猿渡千弘君）

災害復旧につきましては、災害が起こりまして、そのあと査定等があって、復旧するんですけども、その前に予算を確保するために、ある程度大まかなんですけども、多めに予算を計上しますので、実際最終的に終わった段階でこれだけの不用額が出たということでございます。

○委員（前川原正人君）

関連ですが、予算っていうのはあくまでも見積もりですので、これぐらいであろうと、ただその代わり、例えば査定もそうですけど、激甚指定なんかになるとですよ、ある意味、またそのパーセント全部違ってくるわけですよ。ただそこまでは見越してはいらっしゃらないんでしょ。あくまでも災害という一くくりの中での予算配分というそういう理解でよろしいですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

当然災害起きたときに、現地調査をしまして、我々のほうで、その災害箇所で大体1か所どのぐらいかかるかということで、見積りをして、補正のときに予算を計上させてもらってます。そのあと、先ほど言いましたように、国の災害査定を受けまして、金額が確定してきますので、そこでやっぱりずれが出てくると、あと、激甚につきましては建設部関係では、率が特に変わることはございません。

○委員（野村和人君）

99ページの災害応急対策業務委託等についてお聞かせください。ここの地点で国分3件とか、牧園の5件、件数の数え方、意味合いを教えてくださいませんか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

箇所当たりになります。

○委員（野村和人君）

応急対応ですから、災害がそんなに無かった年だったのかなというように思いますが、これに対して資料2のほうの24ページから25ページに当たり、各地区に委託されていること、この委託が一緒のところでもいいんですかね。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

この委託費につきましては、各地区、1市6町合併して7地区ありますが、国分地区につきましては、2地区、それとあとほかの地区については1区ですので、各地区ごとに業者と災害、緊急時のときの契約を実施しております。それと、災害査定前に委託を行いますが、その委託のほうでちょっと、現場とそぐわないところがあって修正等を行わないといけない場所がありましたので、合わせた件数になります。

○委員（野村和人君）

施策の成果の99ページにある、上段にある18件、災害応急対応対策業務委託、これと資料24ページにある施設災害応急対応業務委託、これは同じ事業ということで、認識でよろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今、委員がおっしゃいましたとおり、99ページの委託というのは先ほども、年ごとに委託を契約している業者に対しまして、台風時とかにする業務と応急対策業務があった件数がこちらになっております。年次的にそこで地区ごとに応急対応業務をする業者がいるんですけど、その方々が作業した件数が、こちらになっております。そのとき土をとったりとか、倒木を除去したりというのが、

こちらになっております。

○委員（野村和人君）

先ほど18件っていうのが18か所とお聞きしたので、今国分から、全部、福山までの、この金額総額と、18か所と対比するというのでいいんですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

成果表と決算資料の部分の23ページから25ページの分になりますが、その件数については、同じ件数になります。先ほど課長のほうが地区という話をしたんですが、実際の件数という形で御理解くださいませでしょうか。そうすれば18件という形になろうかと思えます。

○委員（野村和人君）

崩土除去や倒木除去、そういったのが、災害時は多数あちこちに発生するかと思うんですけども、それを1件1件を数えて、18件なのという表現なのかなというふうに思ったもんですから多分そうではないのかなと思って、確認でございます。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

箇所ではなく、契約の件数になりますので、箇所的なものでいけば、相当な数になりますので、今回の場合の場合については、件数というか、契約件数という形をお願いいたします。

○委員（野村和人君）

災害時には、本当に同じ時期に、大多数のあちこちのところで災害が起きてこのように、崩土や倒木除去が発生すると思われるんですが、これが今国分は2業者に分けてらっしゃるんですが、ほかの地域について、1業者のほうで対応できているのか、また、その緊急時のときには、応援隊の形をとってらっしゃるのか、そこら辺の指示体制について教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃられましたとおり、かなりの件数があります。その中で、確かに国分については、2件の業者で、あとのところは1件なんですけど、どうしてもやはり、台風のとときとか多いもんですから、そこは、その業者から応援をまた協力会社という形などで応援をもらって対応しております。

○委員（野村和人君）

そうすると、霧島市としては1地区1業者ということで、国分以外ですね。そういう契約をされているということでよろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はいそのとおりでございます。

○委員（久木田大和君）

建設政策課のほうにお伺いします。口述1ページのところの、土地調査50筆、それから未登記のところの処理を38筆ということですがけれども、現在までどれぐらいのものがあって、今後どういった形で計画的に進めていくかについてお示してください。

○建設政策課長（竹下淳一君）

未登記につきましては、全体で785件ございます。これまでに460件が、未登記の処理が進んでおります。残りが325件という形になっております。今のところ進捗率は58.6%という形になっております。今後も年間20件程度を目標に処理をしていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

先日の財産管理課のほうでも、この問題、未登記の部分は質疑をした経過があるんですけど、令和3年度で建設部関係で329件ありますよということなんですね。財産管理課が言われるには、ほかにもたくさんあるんですけども、旧町で見た場合に、何筆ぐらいずつあるもんですか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

325筆の内訳ですけれども、国分が35、溝辺が54、横川が24、牧園が104、霧島が23、隼人が84、

福山が1というふうになっております。

○委員（前川原正人君）

行政の財産になりうるものということで認識をするんですけれど、これは時効は何も関係ないという理解でよろしいですか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

私は知ってる限りではまだ時効取得というのはしてないです。

○委員（前川原正人君）

確認なんですけどこの口述の2ページの中で、橋梁の長寿命化修繕事業ということで、委託料を支払って、そして5,000万円の繰越し分ということなんですけれど、数でいきますと九つの橋の設計業務と、9工区の橋梁定期点検と、そして今度は、現年度分が6,174万9,000円と、また、4,140万6,000円の6件の補修行為ということで、結局は、繰越し分がどんだけあるんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

調査して後で報告いたします

○委員（池田綱雄君）

車道と歩道の上に草が、茂りますよね。年に1回きれいにしてもらおうんですが、早いところは、2週間もすれば、また新しい草が生えてきます。私の通勤道路も、この前かっってもらったけど、また大きく草が生えており、これを草を取ったときに、根まで枯らすような、例えば除草剤をまくとか、何かそういうことはできないもんか、考えられたことはないか、お尋ねいたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃられましたとおり、やはり、草の伸びがないもんですからそのようなところが多々あると思います。なるべく、特に道路の淵石に対しましては除草剤とかも、検討したことはございまして、ただやはり、散歩される方の犬を連れてる方とかの、そういうところを考えまして、そういう御意見もあるものですから、また検討しながら、そこはやっていきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

せっかくきれいにしてももうすぐまた草が生える。ぜひ、何かそういう何かがあるのか、できる、枯らすなんかがあるのかそこら辺を検討していただきたい。それと同じように、排水路に大きな木が何十年と大きくなってそれをカットしてもらいもの何回もしてもらいましたが、そこもすぐ芽が出て、また五、六年すれば大きくなると。切ったときに、根まで枯らすそういう方法はないのかお尋ねいたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

そのようなところまた調べて検討していきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

大きくなれば、大きな機材も要るし、カットするには、また、たくさんの費用がかかると思われます。切ったときに、何か薬を注入するとか、オイルを注入するとか、方法があるよということも言われておりますので、そこら辺もぜひ検討していただきたいと思っております。もう1点は、舗装補修、これも、私も、何回もこの補償をお願いして、すぐ補修をしていただくんですが、1年に何回も同じところが穴がほげる場所がありますよね。そういうところは、その穴にただ補修材を入れるんじゃないなくて、大きめにカットして、補修をしたらえいいんじゃないかなと思っておりますが、検討されたことはありませんか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今、委員がおっしゃいましたように、穴ぼこはそのたびごとに補助してるんですけど、やはり、連続するところ、それと何か所かあるところというのがやはりあります。そういうところにつきましては、先ほど言われましたように、その部分を、全体的に路盤からやり直すということも、検討し

たり、行っております。今後もそういうふうにしてなるべく、いろいろな工法でしていきたいと思
います。

○委員（池田綱雄君）

新しく出来た道路は、下から路盤からやりかえているから、そういうような穴は出来ないわけ
ですが、ただ、昔の道路の上に舗装したばかりのところは、もろいんですよね。すぐ穴が空く。だ
から、ちょっとお金がかかりますけど、ちょっと広目に補修をいただければいいなど、要望してお
きます。

○委員（木野田誠君）

アダプト制度について、一つ教えていただきたいことがあります。アダプト制度の目的、成果を、
草払い、清掃活動をしていただき、主要道路とありますが、河川との違いだけであって、環境景観
及び機能の維持保全が図られましたというようなことで、河川アダプトについては環境のほう、道
路アダプトは建設部のほうというふうに分けられているわけですが、これはどうして、環境と建設
に分けられたのか。逆に言うと、一緒に出来なかったのか。教えていただきたい。

○土木課長（西元 剛君）

アダプトにつきましては道路アダプトは市道を中心にやってるんですけど、もちろん管理区分も
違いますけれども河川に関しましては、県河川、いわゆる県が管理してる2級河川が主体となっ
てまいります。市の管理する普通河川、準用河川もあるんですけども、制度の違いで、もともと県
のほうでそういうアダプト制度を持ってたところを霧島市でどうですかということで、やられた経
緯もありますので、それに合わせて、河川のほうは、全体的な市の河川の環境を整備するために、
環境の問題、管理になりますので、環境環境課のほうで一応対応しましょうということで、分か
れた経緯はございます。

○委員（木野田誠君）

アダプト制度は、河川にしても、県もあるし、市もある、道路も県もあるし市もあるわけなん
ですけども、どう言ったらいいんですかね。なぜだろうというような疑問があるんですけども、こ
れからもそういうふうに、部を分けて、続けていくということによろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

一応、今、土木課長も申し上げましたけど、道路としては、この道路のアダプトというのを進め
ていきたいと思えます。それぞれで。

○土木課長（西元 剛君）

河川のほうは、先ほど言いましたように環境のほうは、要は管理委託を県の河川まで受けて、一
応やってるもんですから、市の道路のほうは、県と市を市のほうで分けて、アダプトをやってるも
んですからなかなかその制度の違いで、今は環境のほうで、河川のほうやっていくという形になら
うかと思えます。

○委員長（川窪幸治君）

次に土木課で質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

資料1のほうの43ページ、水門の管理委託関係なんですが、こちらのほうが、ほぼ、一定額の契
約というか、委託のようでございますが、これの委託の方法、年間委託をしてらっしゃるのか、都
度災害が今夜あるかなっていうときに、お願いしていらっしゃるのか。そのお願いの方法を教え
ていただく。

○土木課長（西元 剛君）

水門管理委託につきましては、消防団のほうに、県河川の水門、もともと県から管理委託を受け
てる水門と、市が直接管理してる水門とあります。16か所ぐらいあるんですけども、その水門に

については、有事があったとき災害があったときに、機能が果たせるような形での維持管理を、年間契約で、一応やっているということでございます。要はその環境含めて、草払いをしていただいたり、要はその水門がきちんと作動するかどうかという形での管理委託をやっているということでございます。

○委員（野村和人君）

そうすると、草刈り等はあれでしょうけども、水門の開け閉めとかは、災害によって回数がふえてしまったり、減ってしまったり、それによっての金額の変動はないということによろしいですか。

○土木課長（西元 剛君）

委託をしている金額に変動はございませんけれども有事のときに出勤したときには消防局のほうで、今度は、その手当が出るという形でございます。

○委員（野村和人君）

消防局でみる回数とこちらでみる回数の分けと、そういう考え方を教えていただけますか。

○土木課長（西元 剛君）

この水門管理委託、先ほど言いましたように、そういう機能がきちんと果たせるような、年間管理委託をして、月に1回とか点検をしたり、するのがこの委託であって、災害等が起こったときに、水門の開け閉めに行った回数とかそこは、時間とかそれを消防局のほうへ報告して、時間に応じて回数に応じて、消防局のほうから、またその支出がされるという形でまた別です。別な形での支出になります。

○委員（野村和人君）

この業務内容の説明のところに、非常時の水門の開閉操作を行うというような表現があって、今の質問に至っております。

○土木課長（西元 剛君）

管理規程の中に、市部局でそういう維持管理まできちんとしていただいた中で、もちろん消防団のほうに、消防団自体が消防局の命令で動いていただく形になりますので、今は、その有事のときにも消防団のほうで、開け閉めまでしていただくという形での、一応口述になっている、書き方がおかしかったかもしれませんがそういう形になっています。

○委員（前川原正人君）

1点確認をさしておきたいと思います。成果の100ページの中で、福山地区の土地改良区20号線、これは歴史をたどっていけば、昔のボラ抜き排除道路ということで、工事用道路がそのまま、人が集まって行って、そのまま生活道路だったりとか、当時の町道として認定をした経緯があるわけですが、説明の中では用地を取得をしましたよと、今後の展開しているのはどのようなことを想定しているんでしょう。どういうふうな、進みぐあいになっていくんですか。

○土木課長（西元 剛君）

改良区20号線につきましては起点側のほうから今現在、用地買収を進めております。用地買収が終わったところにつきましては、今年度、工事を若干入れているところでございます。1回も用地説明会も行ってございまして、ある程度同意もいただいているところも多いでございますので、順次、そういうところにまず交渉を進めて行って、用地が買収確認できたところにつきましてはまた工事も進めていくと。あと何年かはかかる予定であります。

○委員長（川窪幸治君）

次に、建築住宅課についての質疑をお願いいたします。

○副委員長（鈴木てるみ君）

省エネモデル住宅管理事業についてお尋ねいたします。平原委員がこのことについては質問されていたので、私が今日はお聞きしたいと思うんですけども、確か補助金を使っての事業で10年間

はしないといけないという御答弁だったと思うんですが10年たった今後はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

24年に全額国の補助を受けて建設しました。10年が過ぎまして、省エネモデル住宅は城山の家と霧島高原の家があります。霧島高原の家につきましては、観光施設課のほうに今年度、移管しました【19ページに訂正発言あり】。で、今後、観光のほうで、どのような形で、はっきりわかりませんが、利用していくと。城山の家につきましては現在も省エネモデル住宅として使っております。今後、城山公園の指定管理者等とか、いろいろありますけれども今後、この辺は詰めて、省エネモデル住宅としての利用を違う形でできないか検討しているところです。

○委員（木野田誠君）

住宅施設災害復旧費についてお伺いしますが、検校橋の団地で火災があったわけですが、もろもろ普及されてるわけですが、この辺の補償費、いろいろ保険代とかいろいろあると思いますが、この流れを教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

市に対する補償費ということでよろしい。

○委員（木野田誠君）

わからないから質問してるんですけども、例えば保険会社から市に対してかけていたらしゃれば出るだろうし、個人が住んでたわけですから個人が火災に対しての賠償च्छゅうか、というようなことがあるのかなのか、その辺の流れを教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

火災が起きた場合には、公営住宅に関しましては、保険のほうに入っておりますので、復旧する額というのは、基本的に市のほうに入ってきます。火災が起きて、保険会社に申請して、復旧して復旧した額の補償をいただくということになります。個人のものに関しましては、こちらのほうで補償はしていませんので、また火災等については、自分の補償の中で、自分でしていただく。また、火災を起こしたからといって、火災主から、市が補償額はいただけないところです。

○委員（木野田誠君）

家財等については個人の家財保険等で、やってもらおうというような形になるわけですね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

あくまでも個人の持ち物については自分で家財保険とかそういうのに入っていれば、そちらのほうから補償されると、入っていなければ補償されないということになった。

○委員（木野田誠君）

恐らく3階の火災だと思うんですが、当然ながら、下のほうも水浸しになったりとはありますが、その辺の補償も保険でできるわけですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

下の階の水浸しになった家について、市営住宅の中の設備とかというのは、市のほうで、補修しております。その個人に対する補償というのは、保険のほうからも出ていないところで、す。

○委員（野村和人君）

今の関連の火災復旧ですけども、今回のこの工事業務設計と、復旧工事、全額が火災保険で賄えることになったのかどうか。また、この火災保険料は年間どの程度、全戸という契約なのかどうか、そこも教えてください。

○建築住宅課主幹兼住宅グループ長（和田清仁君）

委託料と工事の金かかった金額については保険から全額おりております。あと保険のほうなんです。火災保険を毎年昨年の実績をもとに、入札みたいな形で火災保険会社と行うような形になっ

ています。その都度で多分金額が変わってくると思います。実績というか、どういうリスクがあるかで、また保険会社のほうも、金額を決めてる形になっています【同ページに訂正あり】。

○委員（野村和人君）

令和3年度は幾らだったのか、おわかりでしょうか。

○建築住宅課主幹兼住宅グループ長（和田清仁君）

先ほどのリスクの問題ではなくて、建物の平米数で変わる保険なっております。令和3年度の保険料は、お調べしてまた後で発言させていただきます。【19ページに答弁あり】

○委員（久木田大和君）

口述6ページの下の方の市営住宅浄化槽改善事業について、こちらのほうは計画的に進めてらっしゃるところだとは思いますが、設計業務について3件ということと工事請負については1件ありますけど、こちらは、今後整備をしていかないといけない件数などについてお示ください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

浄化槽の改修工事につきましては今年度、第2山住住宅の浄化槽改修工事を行っています。今後やらなければいけないところとしまして、奈良田団地が単独浄化槽ですので、まだ残っていますが、ここは下水道認可区域内に入ってますので、下水道が来るのを待っている状態。あと、横川地区の産業振興住宅というのが、まだ単独浄化槽ですので、その改修が行わなければいけないところ

○委員（野村和人君）

成果表の105ページにございます住宅新築資金等貸付事業について教えてください。昭和50年から平成6年まで実施されてたということで、その中の調定額という表現、この額がすごいんだなというのが感覚です。こちらについては、差押えとか、法的措置、そういったことが、難しいのかどうか、なんらかあるような気がするんですがそこら辺について教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅新築資金につきましては、いわゆる私債権というとらえ方をしております、市税とかそういう公債権と違いますんで、市のほうで差押えをすとか、そういうことはできません。裁判による訴訟、そういうことによる手続になっていくと思います。

○委員（野村和人君）

裁判まで至った経緯があるのかないのか、教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅新築資金については、まだ、裁判を行った経緯はございません。

○委員長（川窪幸治君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時15分」

「再 開 午前10時25分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すいません先ほどの省エネモデル住宅のところ、1点訂正させていただきます。今年度、霧島高原の家を所管替えしたと私は話しましたが、今年度まだ所管がえしてありません、取りあえず用途廃止、省エネモデル住宅という廃止の手続を行いまして、来年度から、観光施設課のほうに所管替えをすると、観光施設課のほうも合意はいただいております、次の利用の仕方というの

は、協議していくというところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

牧園のほうですね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

牧園の国民休養地内にある霧島高原の家を来年度所管替えする。

○建築住宅課主幹兼住宅グループ長（和田清仁君）

野村委員の先ほどの火災保険の回答にお答えいたします。保険料は、全国公共住宅火災共済機構というのがありまして、市町村の中でそこに火災保険を掛けられる機構があります。そちらのほうで、752万2,914円が保険料として掛けてあるところです。

○委員（木野田誠君）

老朽住宅の除去事業についてですが、これを除去された後の用地は、売却なりされた分があるかと思いますが、どれぐらい売却されて、今後、予定はどれぐらいあるか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

団地跡地を解体して、売却済みの場所は7か所の5,600㎡程度を売却しております。今後、今手続中の箇所が5か所あります。今の時点では売れていない状態です。今後、また壊していきますけれども、既にもう空き地になっているところも、更地になっているところもありますが、確定測量とか、一方では市で利用できる場所がないか。公共的になりようがないかを検討した後、売却の手続に入りたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの105ページの中の住宅使用料の収納事務、これも昨年来、令和3年度というのコロナ禍で、所得が下がったりとかで、いろいろなそういう社会情勢のもとでの減というのもあったと思うんですけど、どうしても、公営住宅の家賃算定が10月1日現在で見ていくわけですね。その年の、それが次の年の10月1日というふうになるわけですけど、要は収入が激減をした場合の救済措置というのはやはり必要だと思うんです。だから、それはほかの税金などは性格が違いますので難しさもあると思うんですが、その辺の対応策については、何か手だてという点で令和3年度されてこされたことがあるのか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

減免措置というのがありまして、コロナなど近年に関わることだけではありませんので、病気にかかったり、離職したりして、収入が減った方については、減免申請をしていただきまして、減免をするという制度がありますので、それに沿って減免を行っているところです。

○委員（前川原正人君）

そういう減免制度を知らないって言うと語弊がありますが、そんなことができるのかという人たちもいらっしゃるわけです。逆に言うと、もういいかと無申告でやってしまうと、今度はもうそのまま、推計出来ますので、一般的な、普通二、三万だったのが8万ぐらいなったりとか。それでびっくりして、余計、役所の敷居がもう高くなってしまって、何ていうんでしょう、悪くいうと、逃げ回るみたいな形にもなっならざるを得ないという、そういうのも私も、相談を受けたことがあるんですけど、内容はそういうことができるんだよということを知らしめていくことがやっぱり必要ではないのかなと。それはもう文書の中にいろいろ書くんじゃなくてもそれはそれに特化した書き方でわかりやすく、やはり工夫が必要だと思いますが、その辺についてどうですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

減免につきましては今、話がありましたように、文書で、年に3回、ほかの文章と一緒に収入申告書を提出する依頼の文書のとき、翌年度の家賃決定のお知らせのとき、納付書を送付するときということで、収入が減った場合には減免ができますよという文書は送っています。我々は、個人に

特定して送るということはしておりませんで、その人がどういう形態で離職したりとかっていうのは我々にはわからなかったりしますので、なかなか、全体として文章で送付するしかない状況ですので、今のところこの文書は、年3回のお知らせというところで、いこうと考えております。

○委員（池田綱雄君）

大野原団地についてですが、改修工事等が多いようでございます。築何年たっているのか、そしてまた現在、空き室が何戸数あるのか、お尋ねいたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

大野原団地につきましては、264戸ありまして、空き戸数としては43戸空いております。52年、53年、13号棟だけが62年ですので52年、53年に建てております。経過年数としましては、43年44年そういう形になっています。

○委員（木野田誠君）

市営住宅の全体についてですけども、以前できなかった市営住宅から市営住宅への住替え、私どももお願いした経緯があるわけですけども、このケースは3年度、あるいは、2年、元年というような、いつから始まったかな。があると思うんですが、大体どれぐらい件数が発生しているか教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

市営住宅間の住替えができるようになったのは、平成31年4月1日からになっております。ただ、これはどこからどこでも移転できるというわけではなくて、市街地から国分隼人の市街地から中山間地域への住替えができるようになったということでございます。実績としましては、元年度が1件、令和2年度が1件、3年度1件という状況です。

○委員長（川窪幸治君）

次に建築指導課への質疑を始めます。質疑はありますか。

○委員（久木田大和君）

施策の成果の109ページの空き家対策事業について、30件の空き家の現地調査を行ったということですけども、市に対しての相談というのは何件ぐらいあったのですか。そのうちの30件ということなんでしょうか。市民からの相談や通報があった30件の空き家の現地調査を行ったということで、具体的に措置の中にかかれてますけれども、これ相談通報については、全体で何件ありましたでしょうか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

この30件は全て通報とか相談あった件数ということになります。

○委員（久木田大和君）

相談が30件あって、その全てに対応していただいたということでもよろしいでしょうか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

対応については、なかなか30件、全てはできていなくて。というのが、相手方、指導する相手方を探すということがございますのでそれで全ては、探しつけてないので、探しつけたところについては相手方に文書で指導、あるいは口頭で指導とか、そういう形をとっております。

○委員（前川原正人君）

今の関連になりますけど、要は行政代執行をやった経緯があるわけですよ。この行政代執行となりますと、その費用などを市が立替えをして回収するという流れになっていくと思うんですが、今後の課題として、悪くいうと踏み倒す状態、言葉悪いですけど、もうそのまま置いて、もう知らんぷりということだって考えられるわけですよ。だからそういうことはないのが1番いいんですけど、今度はそうなった場合の対応策というのが出てきますけどその辺についてどうお考えなのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○建築指導課長（下舞和稔君）

今年、補正予算で2か所計上させていただいておりますけども、まずそちらのほうの話でいきますと今言った場所はもう既に、自分たちで壊されました。そして、もう1か所も、今、うちのほうに連絡がありまして、それこそ今週本人たちと会って一応自分たちで、壊すという形で今動いております。今後またそういう行政代執行をしないとイケないような、仮に物件が出てくる可能性も十分あるんですけども、そういう場合は、やはり、相手方からしっかりと、費用は回収するというところで、動いていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

よく問合せがあるのが、危険家屋が対象なんですけど、空き家なので、空き家の解体補助金はもらえんでしょうみたいな話があるわけですよ。いやいやそうじゃないよと。それはちゃんと危険家屋として、住宅課が認定をし、その基準に応じて、その最高限度額30万円が支給されるんですよ。それを大体、満額で行ったときに大体200万円ぐらいがかかったときに30万円ぐらいのかなというような、そんな、実際は違うかもしれないですけど、情報として、しっかり行き届いていない部分があるんです。だからそういうのはやはり行政の周知という点では、おおいに知っていただくことも大切だと思うんですが、そういうことも検討すべきじゃないですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

現在固定資産税の関係で、税務のほうで文書を送るときに、うちのほうのそういう撤去補助関係のそういうものと一緒に、文章チラシを送っております。それから、ここ大分問合せは、すごくありますので、本年度も予定していた、件数を超えて超えてというか相談があつて、それはもう予算がないので来年度にお願いしたいという形で、大分浸透してきた。でそういう問合せがたくさんあるというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

私の認識不足かもしれないですが、上限額が30万円なんですよね。だから、逆に言うとその平米数だったり取り壊す費用によって、補助額が違いますので、大体一般的な、補助金が大体30万円の補助金として支出がされる場合、最高どれぐらいの解体費用とか、そういう一つの指標がありますか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

指標はありませんけど現在は、30万円の補助は3分の1なので90万円かかれば、満額30万円と。今までいろいろ出てきてますけど30万円いかない、言われたとおりの規模が小さい建物等であれば、90万円行かずに、実際払うのが20万円とか十五、六万円とかというのがあります。中には規模が大きければ、150万円ぐらいかかるようなのも、たまには、ありますけども、取りあえずは大まか、100万円前後程度かなと、解体はですね。ぐらいというふうに思っておりますので、30万円上限で、今のところはいいんではないかと思っております。

○委員（前川原正人君）

がけ地対策移転促進事業がありますよね。これも併用はできるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

がけ地近接と危険区域の移転事業につきましては、その崖地だという判定がまずもらえないといけません。住んでいることが前提になってきますので、併用というのはできないと考えております。

○委員（木野田誠君）

先ほど課長のほうで取壊しを始められた2件の例を言われましたけども、これは勧告の段階で取り壊されたというふうな理解でよろしいんですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

1件につきましては、勧告を打つ前に、相手方から連絡がありまして、勧告を打たずに、解体が

進んでいると。それともう1件は勧告を打った後に、市のほうではなくて、自分たちで壊したいので時間をくれという形でなっております。

○委員長（川窪幸治君）

都市計画課についての質疑を始めます。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

成果表の111ページ、公園整備事業についてお聞かせください。この麓4号公園整備については、今年度トイレを設置していただくことになりました。地元の要望からそういう話になってきたんですけども、当時工事に入るときに、聞き取りをどの程度だったのか。また、事前説明がどこまでなっていたのか。実際、今芝生ですごくきれいになってるんですけどもそこを掘り返さないといけない現状になってしまいます。事前にその辺が把握できれば、この部分も緩和できたんじゃないかなというふうに思っている質問でございます。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

麓第一地区区画整理事業地内の4号公園につきましては、令和3年度に工事を実施しておりますが、まちづくり事業計画で地元のほうから、芝生だけでもいいから張っていただきたいという要望がある中で、令和3年度に国分運動公園の陸上競技場を改修するというので、既存のティフトン芝を4号公園に移植して整備した経緯がございます。地元のほうには、そういうタイミングだったことから、まずは、芝生、駐車場、広場の整理をして、早い供用開始を行いますという説明を行っております。トイレ等の設置についてはまた、利用形態を見ながら、そういった規模、配置等は検討していきますという事業の進め方になっております。

○委員（前川原正人君）

110ページの都市計画の総務管理事務事業ということで、先ほどもおっしゃったとおり、63件調査したということなんですが、この背景というのは、静岡の大規模の盛土のあれが一つの、この転機となってこういうような施策にそういった部分もあると思うんですが、この旧1市6町でみた場合に、この63件というのはどのような箇所になるのか、お知らせいただけますか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

地区ごとの内訳につきましては116件のうち国分が17か所、溝辺が27か所、横川が37か所、牧園が15か所、霧島が14か所、隼人が4か所、福山が2か所という、内訳になっております[次ページに訂正発言あり]。

○委員（前川原正人君）

こんだけの63か所調査をして、それぞれの各1市6町ごとに調査をされて、次の展開はどのようになっているんですか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

先ほど全体を言いましたけどお尋ねは、63か所でした。改めて、63か所の内訳も報告いたします。令和3年度の63か所につきましては国分が10か所、溝辺が13か所、横川が12か所、牧園が10か所、霧島が14か所、隼人が3か所、福山が1か所となっております。これが令和2年度から調査に入っております。令和2年度が22か所、3年度が63か所で令和4年度につきましては残りの31か所、調査しているところでございます。116か所が出そろった時点で、それぞれの調査の優先度、116か所の中で調査、次のボーリング調査でありましたりとか、詳細な調査に入る順位づけをするところからまず、次のステップになってまいります。

○委員（前川原正人君）

防災マップなんかがありますけど、それなんかに配慮していくという理解でいいんですか。あくまでも、調査を一応やって、ある一定程度、全部終わらせておいて、それからまた次のステップがあるわけでしょう。だからそうすると、これは国の事業でやるわけでしょうけれど、こんな市とし

ては、いかさないといけないわけですね。だからそのいかし方をどうするのかという点はどうなんでしょうか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

次のステップとしてボーリング調査等を行いまして、その結果、対策が必要である。あるいは、必要でないという確認になってこようかと思えます。116か所の中でも優先度が低いといひましようか、割と健全度も高いか所もあろうかと思えますので、全てについて、詳細なボーリング等の調査を行うかどうかというのはまだはつきりと方針は決定しておりませんけれども、調査の優先度が高いところにつきましては、繰り返しになりますけどボーリング調査等の詳細が調査に入っていくことになろうかと考えております。

○委員（前川原正人君）

次のステップというのは、今後の調査の内容によって変わっていくということあり得るわけですけど。このエリアというのは、公有地、私有地、何も垣根なく調査をするという理解でいいんですか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

この116か所、市内にあるわけですけども、委員おっしゃるように、公有地であろうが私有地であろうが、大規模な盛土がされた地区が抽出してございます。

○委員（木野田誠君）

リノベーションまちづくりについてお伺いいたします。霧島市リノベーションまちづくり総合プロデュースということで、事業を遂行されたわけですが。このリノベーションそのものは市役所内では商工のほうでやってるわけですけども、この事業を遂行されるにあたって商工のほうと打合せとかそういうのはあったのかどうか、あったとすればどういう話合いでこれを実施されたのか教えてください。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

はいこのリノベーションスクールは、商工振興課が主務課として実施した業務委託になりますが、庁内のほうでは、商工部に合わせて都市計画課、建築指導課、横断的タスクフォースを組んで取り組んでおりますのでこのスクールにも参加しております。このスクールは国分の市街地の遊休不動産について、受講生が24名、3日間、その不動産の活用について事業計画を立てたものになります。

○委員長（川窪幸治君）

次に、区画整理課についての質疑を始めます。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

リノベーションについてもう一件。都市計画課だけで、例えばこの計画をされてる部分もあったと思うんですが、このいわゆる庁内いろいろなところ部署が入って話合いをされて、自分たちの都市計画課の考え方と、ちょっと、変わってきたというようなところもありますか。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

まちなかりノベーション推進事業につきましては、商工のほうでは、新規創業、第2創業促進支援事業を進めながらイノベーションに取り組んでおりまして、都市計画のほうでは、まちなかのほうの歩きたくなるまちづくりの観点からこの都市再生整備事業の事業予算で実施しております。都市計画課においても、都市のスポンジ化といった課題解決に向けて実施しておりますので方向性、目的としては変わっているところはございません。

○委員（前川原正人君）

麓第1土地区画整理事業ですけど、昨年の令和2年度で、いわゆるその、仮換地指定率が100%と、そして、事業ベースでも100%終わったと、保留地の販売は76%ということなんですけど、今この3年度の状況ではどのような状況なんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

麓第1につきましては、今委員おっしゃるように仮換地指定、全てそれが終わりました本年2月に換地処分と成果のほうに書いてありますように、換地処分という手続を終えております。ということは、もう全て、工事的なものそういうものについては完了しております。それと保留地の処分につきましてなんです、これについても換地処分が終わったとなれば保留地という名前をとっております。そういう販売も終了しております、これの最終実績をちょっと言いたいと思いません。この換地処分までの処分については、面積ベースで2万5,797㎡の処分をいたしまして。金額としまして5億3,711万0728円になっております。これで全て目的の保留地を売り切ったというわけではございませんで、換地処分後に7区画の保留地が残りました。これにつきましては、溝辺総合支所と協議をしてこの土地自体が保留地という名前ではなくて霧島市の名義の土地となった関係上溝辺総合支所のほうで残りの7区画を今後順次販売する予定としております。

○委員（前川原正人君）

聞きたいことを全部言っていただいております。要はですね、言ってみれば、その区画整理が終わりました。それがちゃんと完売できて初めて100%丸なわけですね。だから、あとはもうこの所管からは離れてあとはもう溝辺支所に全部げたを預けるということになるんでしょうけど。ちなみに大体1区画どれぐらいで販売、平米単価でしか言えないんでしょうけど、その辺はわかってないですか。販売額ですね。

○区画整理課長（岩元龍己君）

先ほど数字を申しましたけどそれでちょっと計算してみますと、およそ坪単価に言いますと4万8,000円ぐらいの処分価格になっております。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。なければ全課を通して追加質疑などがあればお願いいたします。

○委員（前川原正人君）

浜之市の区画整理も聞くの忘れてました。ここも結構時間かけてやってるわけですよ。この説明の中では仮換地指定が100%と事業ベースの進捗が91.8と面積でいくと大体どれぐらいいきますか面積ベースで見た場合。

○区画整理課長（岩元龍己君）

面積ベースでは今ちょっと手元にはないんですが。ここの残りの分が、大きなものが、国道10号ですね、あそこを通られて御存じだと思うんですが、拡幅分を含めて18メートルの道路ができます。これが640メートルぐらいの延長になりますのでかなりの面積は占めております。それと、県道の崎森隼人線、郵便局の熊野公園横なんです、あそこもまだ未整備ということでその分ですね。あと宅地につきましてはちょっと国道から見えない部分になるんですが、もうほぼほぼ換地については終わりに差しかかっております。

○委員（前川原正人君）

隼人駅東ですね。ここも換地処分が大体事業費ベースで61.3%と、仮換地指定が83.2ということですけど。令和2年度の実績を見てみると、この保留地販売が76%の実績が出てるんですね、去年の令和2年の実績で見たとき。これも仮換地指定では100%となっているわけですけど、令和2年の成果表で見た場合ですね。なぜこういうような現象が起こるんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

申し訳ません今手元のほうに、令和2年度の成果のほうはちょっと持ち合わせてないんですがそれは隼人駅でしょうか。

○委員（前川原正人君）

令和2年の決算の成果表で見ると、仮換地指定率が73.2%なんですよ。事業費ベースの進捗率が

53.5%と、これはもう全部終わらないことはわかってるんですよ。でも、こちらの、ある一定、何ていうんでしょうかねこう、令和3年度の仮換地指定の率が83.2%出てるわけですね。要は大体的面積で見たときにどれぐらいまで今行ってるんですかということをお聞きしたかったんです。

○区画整理課長（岩元龍己君）

2年度の成果表を見ました。今現在、仮換地指定率もですね、10月のほうに、10月でしたかね審議会を今、直近でありました。その段階で仮換地指定も90%を超える状況にはなってきております。それで仮換地もですね残りの分については、全体で人数でいければ5名、およそ2,400㎡ぐらいが残っている。それと、その残ってる分については保留地指定、これは個人に換地をしないものについても保留地の指定というのは義務づけられておりますので。それがおよそ6,700㎡ということですね。ここ最近でかなり仮換地指定率も伸びてきている状況でございます。

○委員（前川原正人君）

面積ベースでみたときにはどうなんですか。面積でみた場合。

○区画整理課長（岩元龍己君）

その仮換地指定の面積ですか。

○区画整理課課長補佐兼業務第2グループ長（古江洋一君）

令和3年度で仮換地の面積になりますが8万3,338.16㎡が、83.25%の仮換地指定になっております。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

先ほど前川原委員から御質問があった口述書の橋梁長寿命化補助事業の繰越し分と現年分の件数を回答いたしたいと思っております。橋梁補修設計の9橋は、繰越しが6橋、現年度分が3橋。橋梁点検業務の9工区は、繰越しが3工区、現年度分が6工区。補修工事につきましての6件は、繰越しが3橋、現年度分が3橋となっております。申し訳ありませんでした。

○委員（藤田直仁君）

道路アダプト制度についてももう少しちょっと教えてほしいんですが。もちろんこの制度の導入については経済的なことだけで取り入れてるわけじゃないと思ってるんですが。例えば基準がありますよね交付金の、1,500mの場合が5万円の交付金という形でたしか提示されてると思うんですが。これを例えばシルバー等で業務委託をした場合は、どれぐらいの掲示になって、今83キロ、ちょうど今、任せているって書いてあるんですけれども。総額でいくとどれぐらいの経費削減につながっているか金額の試算があるのでしょうか。あれば教えてください。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

費用のほうを試算しますとアダプト制度の場合は延長によって約3段階に交付額が分かれています。その金額が令和3年度で326万となっております。全体で326万の交付金を支出しております。これを仮にシルバーに支出したときに差額は約30万円という額が、ちょっと処理の額とかが、路線によっては、市街地についてちょっとありますけれども、大体概算でしますとこの程度は出てるかというふうに出しております。

○委員（藤田直仁君）

あとその仕組み自体よく理解してないんでちょっと語弊があるかもしれませんが。普通に定義されてるのが実際は97路線あって全長で156.8キロがそのアダプト制度の中で準備されてるわけですね。現在がその中の88路線、83キロが割り振られてるということなんですが。その割り振り方っていうのは、参加者が自由にやれるもんなんですか。例えば、とびとびであればいいんでしょうけれども、つながった場合に、あとその作業の時期、とびとびに、また何ていうんですか、例えば、1.5キロまでは作業がされてるんだけど、1か月後ぐらいに隣りの開いたその次と次が作業されて間がぼっかり空いてるとか、というようなことが起こりうるんじゃないかなと思ったものです。

から、そういう割り振りについてちょっともう少し説明してもらってよろしいでしょうか。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

アダプト制度の草払いの時期につきましては基本的には、夏場と、冬、正月前とを基本的にはお願いしております。ただ集落の作業自体が7月ごろされる場合もございますので、それはその時期に合わせてしていただくという形をとっております。路線内での全体では96路線あるんですけど今のところは、登録はしてあって、実際されるのが88路線という形になっておりまして、うちのほうがたくさん登録だけしておいてその中で辞めていかれる団体もありますので、その登録路線自体ずっと残っている状態にもなっているのです、その辺のちょっと差は生じているかと。思っております。

○委員（藤田直仁君）

その場所の選択च्छゅうのは、自由にできるんですかっていうことをもうちょっと教えてもらえますか。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

場所の選択につきましては、いったん地区のほうから建設施設管理課のほうに相談がありますので、その時点で登録されているものであればその区間を自由に選択していただくという形になります。ただ登録されていない路線があったりする場合もありますので、その際には要望者の方と、あとうちの職員等が同時に立会いして区域を大体調査しながら、まちなかであればちょっと草もは生えてないところがあったりする場合もありますので、その辺は現地調査をしながら確認をして、必要な箇所については要望をされた方の要望に近い形で選択しております。

○委員（藤田直仁君）

あと近年の傾向で結構なんですけど、今回は新規で9、復帰が1ということになってますが、傾向的には増えていってるような状況なんですか。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

直近でいけばこの令和3年については9団体の増という結果が出ておりますが、今年度今までの段階ではちょっと、今年度は今のところは、減少へ傾向に入っているところです。これまではちょっと微増でありますけど、増の傾向でありましたけども、なかなか地区の団体で組まれている方の高齢化が進んだりして、自治会のほうでも協力体制がとれないというようなことでちょっと減少傾向になっているところではございます。

○委員（藤田直仁君）

今これの広報的なのは、ホームページ上の他にも何かいろいろやってらっしゃるんでしょうか。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

今委員がおっしゃられたホームページと、あと、FM霧島、あと、広報紙等も設けております。あと、年度初めにあります公民館長会議等がございますので、その際にも資料を添付しております。それとあと、やはり草払いの要望が結構多く来るものですから、その際にはこの制度をお話しさせていただいて、取り込めるのであればできるだけ利用していただけるような形で広報活動を行っているところです。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（川窪幸治君）

ないようですので、これで、建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。再開を13時とします。

「休憩 正 午」

「再開 午後 1時00分」

△ 議案第80号 令和3年度霧島市水道事業会計決算認定について

△ 議案第81号 令和3年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第80号、令和3年度霧島市水道事業会計決算認定について、及び、議案第81号、令和3年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

議案第80号 令和3年度 霧島市水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。事業概要につきましては、配水管等の新設及び増径・老朽管等の布設替工事として、市道 宮の杜線 外42件、延長7,704mの工事を実施し、管網の更新及び耐震化を進めました。また、設備更新工事につきましては、第3水源地ほか1施設ポンプ取替、高千穂第1水源地非常用発電機更新等を行い、安定した給水能力の維持に努めたところです。業務実績につきましては、年度末給水人口は120,845人、年度末給水件数は61,214件で、給水人口は減少しているものの、給水件数は増加となっています。年間総配水量は17,239,204 m³で、一日平均配水量は47,231 m³となり、前年度に比較して741 m³増加しました。なお、年間総有収水量は15,148,623 m³、有収率は87.87%で、前年度に比較し0.4ポイント低くなっています。次に、経営成績につきましては、税抜きの総収益が22億6,985万7,712円、総費用が17億1,143万6,754円、差引き5億5,842万958円の純利益で、前年度より1,984万4,134円、対前年度比3.7%の増になっています。また、収支比率につきましては、総収支比率、経常収支比率とも132.6%であり、前年度と比較し、総収支比率、経常収支比率ともに0.6ポイント高くなっており、ほぼ良好な経営状態が保たれているものと考えています。以上、概要を申し上げましたが、今後も企業会計の原則である独立採算制の堅持と公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、水道施設の維持管理 及び必要な整備を行ってまいりたいと存じます。なお、詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明申し上げます。次に、議案第81号 令和3年度 霧島市水道事業会計剰余金の処分 について、ご説明申し上げます。本議案は、令和3年度 霧島市水道事業会計 で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。令和3年度 霧島市水道事業会計決算における 未処分利益剰余金の処分 につきましては、前年度からの 繰越利益剰余金 1億1,457万9,428円と 当年度純利益 5億5,842万958円 の合計額 6億7,300万386円 に、当年度補填財源 として使用した建設改良積立金取崩し額 3億4,735万5,649円 及び 減債積立金取崩し額 7,450万円を加えた 10億9,485万6,035円 が 当年度未処分利益剰余金 となり、このうち1,900万円 を減債積立金に、5億5,335万5,649円 を建設改良積立金として処分し、当年度補填財源 として使用した 建設改良積立金取崩し額と、減債積立金取崩し額の合計 4億2,185万5,649円 を資本金に組み入れ、残額 1億64万4,737円 を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げますが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

議案第80号 令和3年度 霧島市水道事業会計決算認定についてご説明いたします。霧島市水道事業会計決算書をお開きください。1ページから順に説明いたします。決算書の1~4ページは、「水道事業決算報告書」で、金額は「税込表示」となっています。1~2ページが、収益的収入及び支出で、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出となります。収入は、給水サービスの提供の対価である給水収益等で、支出は、給水サービスの提供に関し、必要な人件

費、修繕費、動力費等の費用であります。収入の「第1款 水道事業収益」の決算額は、20億2,789万3,555円で、対予算比は101.1%、うち仮受消費税及び地方消費税が1億7,612万8,143円です。「第2款 簡易水道事業収益」の決算額は、4億4,875万4,261円で、対予算比は102.6%、うち仮受消費税及び地方消費税が3,066万1,961円です。なお、収益的収入の決算額は24億7,664万7,816円で、対予算比101.4%となります。次に、支出の「第1款 水道事業費用」の決算額は13億3,389万405円で、対予算比が87.5%、うち仮払消費税及び地方消費税が3,836万9,190円です。「第2款 簡易水道事業費用」の決算額は4億9,395万357円で、対予算比が90.7%、うち仮払消費税及び地方消費税が1,627万1,718円です。なお、収益的支出の決算額は18億2,784万762円で、対予算比88.3%となっています。また、収入から支出を差引いた額は6億4,880万7,054円になります。続きまして、3~4ページの資本的収入及び支出です。資本的収支は、住民に対するサービスの提供を維持するための施設整備等に係る収入及び費用であります。収入の「第1款 水道事業 資本的収入」の決算額は300万円で、消火栓設置にかかる一般会計負担金となっております。対予算比は100.0%です。なお、簡易水道事業の資本的収入はございません。次に、支出の「第1款 水道事業 資本的支出」の決算額は、前年度繰越額を含め、9億2,964万2,421円、うち仮払消費税及び地方消費税が6,627万7,366円で、翌年度繰越額は6億8,234万4,535円となっています。「第2款 簡易水道事業 資本的支出」の決算額は、3億5,141万1,863円、うち仮払消費税及び地方消費税が2,236万6,310円で、翌年度繰越額は2,467万7,400円となっています。資本的支出の決算額は12億8,105万4,284円で、対予算比は60.4%です。なお、収入の合計が300万円、支出の合計が12億8,105万4,284円で、不足する額12億7,805万4,284円は、当年度分損益勘定留保資金7億6,755万4,959円、減債積立金取崩し額7,450万円、建設改良積立金取崩し額、3億4,735万5,649円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,864万3,676円で補填しています。続きまして、5~6ページの損益計算書です。これは、1年間の企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載したもので、収益的収支を税抜で表示しております。営業収益は20億8,707万201円で、営業費用が16億8,435万309円となっており、営業収益から営業費用を差引いた営業利益が4億271万9,892円となります。次に、営業外収益は1億8,231万2,511円、営業外費用は2,705万9,975円で、営業外収益から営業外費用を差引いた営業外利益は1億5,525万2,536円となり、営業利益に営業外利益を加えた経常利益は5億5,797万2,428円になります。続きまして、6ページになりますが、特別利益が47万5千円、特別損失は2万6,470円で、差引44万8,530円を経常利益に加えた当年度純利益は5億5,842万958円になります。前年度の繰越利益剰余金1億1,457万9,428円、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額3億4,735万5,649円及び減債積立金取崩し額7,450万円を当年度の純利益に加えた、当年度未処分利益剰余金は10億9,485万6,035円になります。次は、7~8ページの剰余金計算書です。剰余金計算書は、剰余金はその年度中に、どのように増減変動したかの内容を表すものであり、資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されております。なお、資本剰余金は、資本取引から生ずる剰余であり、企業外部から繰り入れたもの、利益剰余金は、損益計算上の利益の額により得られるものであります。計算書上段に前年度末残高が記載してあります。中段は議会の議決による未処分利益剰余金処分後の残高が記載されており、減債積立金3億6,840万円、建設改良積立金29億8,500万円、未処分利益剰余金が1億1,457万9,428円となっています。下段の当年度末残高は、利益剰余金の減債積立金が7,450万円を取り崩し2億9,390万円に、建設改良積立金が、3億4,735万5,649円の取り崩しにより26億3,764万4,351円に、未処分利益剰余金が、減債積立金取崩し額7,450万円と建設改良積立金取崩し額3億4,735万5,649円及び当年度純利益5億5,842万958円を加え、10億9,485万6,035円で、利益剰余金合計は40億2,640万386円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は、206億2,548万2,011円になります。続きまし

て、9～10 ページの貸借対照表です。貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものであります。左側の「資産」は、資金運用形態を、右側の「負債・資本」は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものであります。まず、9 ページの「資産の部」ですが、固定資産のうち、有形固定資産の合計額が193億6,633万1,465円、無形固定資産の合計額が241万404円、投資の合計額が1億9,977万1,500円で、固定資産の合計額は195億6,851万3,369円になります。詳細は36～39ページの固定資産明細書に掲載してあります。次に流動資産ですが、合計額は40億9,977万5,909円で、うち現金預金は37億5,102万6,371円で、令和4年度への繰越現金となります。未収金は、5,749万48円で、詳細につきましては25ページに未収金明細書に掲載しております。また、未収金貸倒引当金47万5千円は、過去の貸倒実績率で算出した額になります。なお、固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は、236億6,828万9,278円となります。次に10ページの負債の部です。負債は固定負債・流動負債・繰延収益に区分され、1年以内に納期が到来するものを流動負債に、流動負債及び繰延収益以外の債務で、納期が1年以降に到来するものを固定負債に分類しております。固定負債は9億5,866万3,524円、流動負債は3億221万2,285円で、うち未払金が1億642万9,378円となっております。また、賞与引当金1,544万円及び法定福利費引当金300万4千円は、次年度の6月に支払われる賞与の算定期間のうち、令和3年度の負担となる令和3年12月から令和4年3月までの4ヶ月分を引当てたものです。未払金の詳細につきましては、71から73頁に掲載しております。次に繰延収益は17億8,193万1,458円で、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い収益化していくものであります。なお、固定負債、流動負債、繰延収益を併せた負債の合計額は、30億4,280万7,267円となります。続きまして、資本の部です。資本金は、165億8,287万4,020円で、剰余金は、資本剰余金が1,620万7,605円、利益剰余金が40億2,640万386円で、剰余金合計額は40億4,260万7,991円となります。資本金と剰余金を併せた資本合計は、206億2,548万2,011円で、負債と資本の合計額は236億6,828万9,278円となります。この金額は、9ページの資産合計と一致いたします。11～12ページは注記表になります。注記表は、重要な会計方針に係る事項に関することや貸借対照表等に関する注記であり、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続きを開示し、明瞭にするものです。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の13～26ページは水道事業報告書です。13～15ページは概況です。総括事項ですが、上下水道部長と重複しますので省略いたします。次に、経営指標に関する事項については、経常収支比率及び料金回収率は、健全経営の水準とされる100%上回っており、良好な経営状態を維持しております。資産情報に関する事項は、有形固定資産減価償却率、管路経年化率とも上昇を続けており、施設の老朽化に管路等の更新が追いついていない状況であり、アセットマネジメント等を活用した効果的、効率的な更新投資が必要です。15頁の職員に関する事項は、アは上下水道部のうち上下水道総務課、水道工務課の職員配置状況を、イは勘定別の職員数を掲載しており、令和4年3月31日現在の職員数は26名となっております。16～18ページは建設改良工事の概要を掲載しています。水道事業の事業費は、前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて1億6,713万5,500円、簡易水道事業の事業費は、前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて2億1,242万8,450円となっております。なお18ページには令和2年度からの繰越工事を掲載しており、水道事業が9件で5億2,463万2,410円、簡易水道事業が4件で2,914万8,250円となっております。また、令和4年度への繰越工事は、水道事業が5件で2億6,234万4,535円、簡易水道事業が3件で2,467万7,400円となっております。継続費は、台明寺配水区の基幹管路シールド工事です。続きまして、19ページは業務量で、20ページに水道事業・簡易水道事業別に内訳を掲載しております。年度末給水件数は6万1,214件で、年間配水量が1,723万9,204m³、有収水量が1,514万8,623m³となっており、有収水量を配水量で割った有収率は87.87%で、前年度比較で

0.40ポイントの減となっています。供給単価は、132円39銭で前年度より14銭の増、給水原価は、106円40銭で前年度より73銭増となっています。次に、21頁は当年度予算に対する収益的収支についての状況を掲載しています。21頁下段から26頁は、会計に関する事項です。主要契約の要旨は、資本的支出における契約額300万円以上のものを掲載しています。水道事業が22件、簡易水道事業が16件となっています。24ページには企業債の概況を掲載しております。前年度末の残高が12億6,461万6,510円、当年度の償還高が1億8,618万9,031円で、令和3年度末残高は10億7,842万7,479円です。なお、企業債明細書を40～43ページに掲載しています。25ページには未収金明細書を掲載しています。未収金の合計は5,749万48円です。26ページには事業資金収支表を掲載しています。この表は、令和3年度の実際の現金の動きで、受入資金から支払資金を差引いた額が37億5,102万6,371円で、この額が令和4年度への繰越現金となります。27ページはキャッシュフロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュフロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動によるものが10億9,511万6千円の増、投資活動によるものが9億1,287万9千円の減、財務活動によるものが1億8,618万9千円の減で、資金増加額は395万2千円の減となり、資金期首残高37億5,497万8千円にこれを加えた資金期末残高は37億5,102万6千円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。次に、28～33ページは収益費用明細書、34～35ページは資本的収支明細書で税抜きの決算状況です。36～39ページは固定資産明細書、40～43ページは企業債明細書となっていますので、お目通しください。44ページは消費税計算書です。令和3年度の消費税及び地方消費税は6,176万3,100円となっています。以上が令和3年度霧島市水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第81号 令和3年度 霧島市水道事業会計剰余金の処分 についての説明は、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村和人君）

口述中の4ページの部分にあります。資本的収入の決算額300万。これが一般会計から消火栓設置に関わる分ということで収入をされているところですが。これは水道料金としてだけなのか別途新たな消火栓の設置を行ったのかどうか教えてください。直接的ではない。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

ここについては新規で設置した分を一般会計のほうから繰入れ、負担金といいますか補助金という形で受入れております。

○委員（野村和人君）

どの地区に何か所設置したか分かりますでしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

令和3年度の消火栓の設置場所ですが。横川の川崎記念公園の付近に1か所、あと区画整理隼人駅東地区内の日当山線の排水管に1か所、区画整理の隼人駅東地区区画道路内の排水管1か所、計3か所設置をしております。

○委員（野村和人君）

この設置工事に値するのは300万以上かかっているのかどうか教えてください。

○水道工務課長（上小園伸一君）

大体1機当たりそれぞれ単独で設置工事の発注をいたしますと150万ほどかかります。ですのでいただいている300万円では超過してしまうということですね、今消防局のほうにお願いいたしまして、増額をお願いをして令和4年度からですかね増額されております。

○委員（前川原正人君）

水道課事業会計の決算書になります。19ページです。令和3年と令和2年度比較をしたときの有収率ですがこれが若干0.40%ほど減ってるわけですけども。これはその漏水だったりとか使用量だったりとか、様々要因があると思いますがどのように分析をしていらっしゃるんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

令和3年度につきましては、寒波等大きな漏水が発生するような事案というものは発生をしていないところであります。それぞれ地域ごとの漏水が積み重なったものかなというふうに、増加した分についてはそのように考えております。その中で溝辺地区などでもですね口径が100ミリを超えるような配水管で漏水があったりした事案もありますので、そういうものの積み重ねで少し今年度は有収率が下がっているのかなというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

旧1市6町が合併をして18年目に入っていくわけですが、旧福山町はですね、恥ずかしい話ですけど、水道の配管図面が完備してないんですね、なかったんですね。シラス台地ということで漏水が発生をしても浸透が早いもんだからなかなかこれが発見が出来ないと。そういう背景もあったわけですけど、一つの市になりましてから水道部が一括して管理しそして、事あるごとに予算を投入していただいて対応していただくということになってるわけですけど。旧福山町はですね、いわゆるその、配管図面ですね、もう完備してるんでしょうかね。どうなんでしょう。

○水道工務課長（上小園伸一君）

毎回委員のほうから同じ質問を受けているように私は感じておりますけれども。最初に質問をいただいたときから配水管路の整備というのはしておりません。そういう管路の図面の整備をするよりも、漏水か所が多い路線の敷設替えを優先したほうが有収率も上がるのではないかというふうに考えておまして工事のほうを優先していくと。漏水か所の多い場所の修繕を行っているところが実情でございます。

○委員（前川原正人君）

やはりですね1番大事なことはですね、私も町会を経験をしてきて1人の人の頭の中に入ってたんですよ。その方が亡くなってどうなってるのかとそれからばたばたしたというのが経緯です。簡易水道だったので、それはそういう時代背景もあったわけですけど、管路を課長がおっしゃるように整備をしていって漏水を防いでいくと、その中である意味一方では整備をしながら、そして一方ではいわゆるその何ていうんでしょう、図面も完備を少しずつ充実させていくというそういう方向での取組というのは進んでいるという理解でよろしいですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

管路図の整備についてはですね、やはり正確なものを求めるとなりますと、位置を掘って確認しないと正確な位置が把握できませんので、費用的にも非常にかかるというふうに考えております。ですので配管図につきましては、今後も整備をしていくという予定はございません。

○委員（前川原正人君）

22ページでですね、決算書の中で議案第80号の水道事業会計の決算書の22ページの中で、令和3年4月1日からですね。この窓口業務等の包括的委託、これは料金収受だったり、それから様々、何でしょう、滞納整理だったりとか、様々なその業務を民間の業者さんをお願いしたという経緯があるわけですけど、大体その以前と比較をしてやっぱり変化というのは、どのように目に見える形であったのかですね、教えていただけますか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

1番最初は、職員としての人員は削減できたということと。そのほか契約上、毎回、ミーティングを行っているわけですけど、毎年度末の、収納率、これを前年度よりも上げるという形で常に行っておりますので、今のところ3年の1期が済み今2期目に入っておりますが、毎年度上昇してい

るという傾向にございます。滞納者も減っております。あとは、目に見えてはございませんが、接客するのも全て窓口でサービスしております。また、電話等の対応、そのようなものもしておりますのでその分は職員の負担の軽減になっていると。考えております。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第80号及び議案第81号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時46分」

「再開 午後 1時46分」

△ 議案第82号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

△ 議案第83号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第82号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について及び議案第83号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

議案第82号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。工業用水道事業につきましては、令和3年度は、工事用水を含む15社23事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な安定的かつ低廉な価格の給水を確保するため、施設の保守・管理に努めてまいりました。契約水量は1日272m³で、年間使用水量である有収水量は59,107m³となっており、前年度と比較して2,997m³減少しています。また、工業用水道事業につきましては、責任水量制を採用しており、料金算定に用いる期間有収水量は、111,766m³で前年度より7,092m³減少しています。経営成績を見ますと、総収益2,703万9,763円、総費用2,596万8,185円で、差引き107万1,578円の純利益となっておりますが、一般会計から300万円の補助金を繰り入れていることを考慮しますと、依然厳しい経営状況であると考えています。今後も、厳しい状況下ではありますが、経費節減に努め、健全な企業経営を推進してまいりたいと存じます。詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明申し上げます。続きまして、議案第83号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。本議案は、令和3年度霧島市工業用水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。令和3年度霧島市工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金298万9,924円と当年度純利益107万1,578円の合計額406万1,502円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち100万円を建設改良積立金として処分し、残額306万1,502円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げますが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

議案第82号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計の決算認定についてご説明申し上げます。決算書の1～2ページは「工業用水道事業 決算報告書」で、1～2ページが決算報告書の収益的収入及び支出です。収益的収入の「第1款 工業用水道事業収益」の決算額は2,703万9,763円で、対予算比は99.5%です。次に、収益的支出の「第1款 工業用水道事業費用」の決算額は、2,596

万8,185円で、対予算比は95.5%で、収入から支出を差引いた額は107万1,578円となります。次に、資本的収入及び支出ですが、更新事業がなく収入及び支出は予算計上額、決算額ともにありません。続きまして、3ページは損益計算書です。営業収益は561万4,515円、営業費用は2,596万8,185円となっており、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は2,035万3,670円となります。次に、営業外収益は2,142万5,248円、営業外費用は0円で、営業損失に営業外収益を加えた経常利益は107万1,578円となり、この金額が令和3年度の純利益となります。前年度の繰越利益剰余金298万9,924円に当年度の純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は406万1,502円となります。続きまして、4～5ページは剰余金計算書です。計算書の上段に前年度末残高が記載してあります。中段は議会の議決により、前年度分の利益剰余金処分を行った処分後残高が記載されており、利益積立金175万円、建設改良積立金1,600万円、未処分利益剰余金が、298万9,924円となっております。計算書下段の当年度末の残高は、資本剰余金が4,199万5,000円、利益剰余金は、中段の処分後残高に当年度の純利益107万1,578円を加えた2,181万1,502円となります。続きまして、6～7ページは貸借対照表になります。6ページは、資産の部で、固定資産合計は3億1,753万4,355円です。詳細は16～17ページの有形固定資産及び無形固定資産明細書に掲載してあります。流動資産合計額は5,021万3,375円は全額現金預金で令和4年度への繰越金となります。固定資産及び流動資産を合わせた資産の合計額は3億6,774万7,730円となります。次に、7ページは負債の部です。固定負債は修繕引当金2,369万2,590円、流動負債は未払金の78万7,485円となります。詳細につきましては、24ページに記載しています。次に、繰延収益は、長期前受金2億5,417万983円で、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は2億7,865万1,058円となります。次は、資本の部です。資本金は2,529万170円です。剰余金につきましては資本剰余金が4,199万5,000円、利益剰余金が2,181万1,502円で、剰余金合計は、6,380万6,502円となります。資本金及び剰余金を併せた資本合計は、8,909万6,672円で、負債・資本の合計は3億6,774万7,730円になり、6ページの資産合計と一致しております。8ページは注記表になります。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の9～12ページは工業用水道事業報告書です。まず、総括事項として、3年度の給水は、15社23事業所に供給し、使用水量は年間59,107m³です。次に、経営指標に関する事項では経営収支比率、料金回収率などを掲載しています。令和3年度は建設改良工事の執行はありませんでした。次は、10ページの業務量になります。年度末の給水箇所は23ヶ所で、年間配水量は63,300m³、年間有収水量が59,107m³で、有収率は93.38%です。次に11頁です。供給単価は50円13銭で、前年度より1円87銭の減、給水原価は67円50銭で、前年度より3円29銭の増となっております。事業収入及び事業費用に関する事項は、当年度予算に対する収益的収支についての状況を記載しております。次に12ページには、事業資金収支表を掲載しています。受入資金が5,690万728円、支払資金が668万7,353円で差引額5,021万3,375円が令和4年度への繰越金となります。13頁はキャッシュフロー計算書で、間接法により作成しております。まず業務活動によるものが1,562万9千円の増、投資活動によるもの及び財務活動によるものは0円であり、資金増減額は1,562万9千円の増となり、資金期首残高3,458万4千円にこれを加えた資金期末残高は、5,021万3千円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。14ページから15ページに収益費用明細書及び資本的収支明細書、16ページから17ページに固定資産明細書を記載しております。以上が令和3年度霧島市工業用水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第83号令和3年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分の説明につきましては、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

決算附属書類の9ページの経営指標の推移というところで令和3年度の料金回収率が下がってきているかと思うんですけどこれの要因であったり何かしらの原因があるのかについてお示してください。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

ここは3月末現在の数字を掲載しておりおります。3月分の請求につきまして入金があるのが、4月に入ってからのということで、ここは工業用水道事業につきましては、皆さん企業様であり、健全な納入者でございますので、必ず100%なんですけど、このタイミング的に率がちょっと低くなっているという状況でございます。

○委員（野村和人君）

11ページの供給単価と、給水原価、供給単価は、昨年より1円87銭減。原価は3円29銭増ということなんですけど、この減少についてどういった理由があるのか、教えてください。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

まず、給水原価につきましては、今年度、費用のほうかふえたということで、給水原価のほうか若干上がったということになります。供給単価につきましては、原因というよりは、収益と使用水量、この差で、この部分については、その増減というのが毎年繰り返されているような状況にあります。

○委員（野村和人君）

確かに、受託工事費等も含まれているから、投資的工事をされたという考え方ですか。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

受託工事費は、これはゼロで発生しておりません。

○委員（前川原正人君）

先ほどの口述の中の10ページになりますが、部長口述で、一般会計から300万円の補助金を繰り入れていると、厳しい状況だということであったわけですけど、基本的にはいわゆる独立採算というのは大原則なわけですよ。だから逆に言うと、企業誘致をしてきていただいて、そしてそこで雇用が発生して、ある意味、市の社会的な貢献という点ではあるんでしょうけれども、独立採算という点でいけば、本来であれば、企業は企業なりの社会的責任を果たしていただくというのが大前提だと思うんですけど、多分毎年言ってることだと思いますけど、やはり応分の負担っていうのも、今後はやっぱり考えていかなきゃいかんのかなという気もします。このまま続けていけば、ある意味、企業が来ていただいて本当ありがたいんですが、責任水量制という側面も持っていますけれども、そういう、もう少し料金を御協力いただくとか、そういう議論というのはないんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

昨年でしたか。一般質問でもございました。やはり基本的なものは、独立採算ということが、原則でございますので、今後、次回経営戦略を見直す時期までには、どういう方向に進むべきかというところ、模索、検討してまいりたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

一つは先ほどの工事の中で、14ページになりますけど、有収率は93.38と、これは見方にもよるんでしょうけれども、老朽化も大分進んでるわけですよ。だから管の布設の修繕等も当然必要になってくると思うんですけど、この大きな有収率が93%というのは、やはり直視しなきゃいかんというのがありますけど、ここはどのような分析をしていらっしゃるんですか。理由は一つじゃないことはわかってます。

○水道工務課長（上小園伸一君）

工業用水道の有収率につきましては、令和3年度が93.38、令和2年度が95.18、平成29年度が94.5、

平成28が93.17、大体93から5の辺りを推移している状況ではあります。なぜ変動するかということなんですけれども、企業の中に、精密機械を使われるところ、機械の洗浄をされる企業がおられます。年に1度は、中継槽の清掃も、職員のほうで、たまった土砂を除いたり、やっております。それとあわせて、管末のほうで、排泥、たまった土を、捨てる作業というのを定期的にやっております。そこらあたり、端末での排泥作業、それを人がバルブで調整します。なので、そこら辺の変動が出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

先ほど、料金回収率について御質問をいただいてたんですけど、私が勘違いして、御答弁申し上げました。この料金回収率等は、供給単価を、給水原価で割ったパーセントとなります。なので、ここでいきますと、この50円13銭を、67円50銭で割った率ということになりますので、毎年変動はいたします。ただ、これについての、分析は、確実なものはないところでございます。おわび申し上げます。

○委員（前川原正人君）

今課長おっしゃるように、変動していくわけですけど、この数字上でしか我々は見れないわけですよ、どうしても。言ってみれば供給単価と給水単価を比較して、1番いいのはプラスマイナスゼロが1番いいんでしょうけど、実際はそうはならないと。だから、言い方をすると、供給単価よりも、給水単価のほうが、安ければ、ある意味もうかるわけですよ。俗に言う、会計としては、肩が軽くなるわけですよ。だからそれをどういうふうに、市の負担を少しでも下げて、そして独立採算に持っていくのかっていうことが問われているといくと思うんですね。ただ久木田委員もおっしゃるように、その差というのがやっぱり出てくれば心配というか、何でそういう現象が起こるんだろうかということにならざるを得ないんです。何が言いたいかというと、要は、この供給単価、この給水原価を、このバランスをどうとっていくのかっていうのが問われていくんですけど、部内では、責任水量制という一つの条件がありますので、たががはめられていますので、やっぱり難しさもあると思うんですけど、そういうところの議論というのは、やっぱり、日常的にやっぱりされるべきであろうし、また今回の決算を受けて、次の年度へのこの反省教訓という点で、どういうふうに持っていくのかっていうことが問われていくと思うんですが、その辺についてどうお考えなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

今、委員がおっしゃるとおりでございます。我々も、以前から、この工業用水道については、いろいろ、検討しているところでございます。先ほども申しましたように、次回経営戦略を作成するまでには、方向性を決めていきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

使用量が1日272tですよ。これは、最大給水能力はどれくらいあるんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

可能取水量につきましては、1号水源のほうで、日600t、2号水源のほうで日300t、合計900tです[同ページに訂正発言あり]。

○委員（池田綱雄君）

だから、相当余裕があるようですから、県、市に、もっと水を使う企業を誘致していただくように、働きかけてください。

○水道工務課長（上小園伸一君）

先ほど、2号水源地につきまして300tと申し上げましたが、400tの誤りでした訂正しておわびを申し上げます。

○委員（久木田大和君）

池田委員の関連ですけれども、今誘致できる面積というか、企業が入る余地というのは、会社の大きさとかにもよるかと思いますが、面積で今のところと比較してどれぐらい余裕があるのか、入る余地があるのかわかりますでしょうか。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

確か、正確な数字はわかっておりませんが、ほぼ、誘致する場所はなかったと思います。若干は残ってるかと思いますが、何か、ほぼ埋まってるような状況です。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

今の話で面積的にはそのようになっております。で、3年度決算につきましては、272 tということですが、今ここに1 t加わっております。これは、今現在、もう稼働しておりますが、1事業その分の工事に関わる分で1 t加えておりました。今後また4年度につきましては、個々の水量がまだふえてまいります。ただ敷地面積、その辺りが、増設という形で、事業所がふえれば、また契約水量もふえてまいりますけど、それ以外となると面積的にどの程度空いているのかっていうのは、ちょっとこちらで承知していないところでございます。

○委員（木野田誠君）

今の関連ですが、工業団地も今おっしゃったように、ほぼ満杯状態であるわけですが、水量を今後ふやしていかなくちゃいけないわけですが、どういうふうにこれをふやしていこうとか、それから、ここ以外には使用方法ないですね。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

先日の議会でも意義の一般質問でも、お話ししましたが、これは工業用水道法というのがございまして、それに基づけば、雑用水等はいいんですが、飲雑用水ではないので、一般的な供給が制限されている。ただし、今のところ日量約1000 tでございます。そのうちの1割までは、供給できるということで、今、1地区についてはそれで供給しております。ただ、それ以上という供給範囲を広げるといことになれば、また別な手続等が入りますので、また先ほどの前川原委員のお話もあったことも含め、今後、検討していきたいと考えており、よろしいでしょうか。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

今申しました、工業用水ですが、工業用水道区域内でしか供給はできません。雑水につきましても工業用水道区域に定められた区域内でしか供給は出来ないこととなっております。

○委員長（川窪幸治君）

委員外議員からあるようですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員（前島広紀君）

こども館で使用する水はどうなっていますか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

あれは雑用水として、こちらから配水しております。あとは、縄文の森もそうですけど、それぞれでタンクを設けて、そこで、また管理されて、飲料水等に使用されてるものでございます。

○委員（木野田誠君）

ちょっと外れて、関係ないかもしれませんが、せんだって台風で、飲料水が使えなくて、工業用水を回して、それは飲料には向きませんよというような話がありましたけども、あれは、ここでいう雑用水とかそういうこととはまた別もんなんですかと教えていただけたら、お願いします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

それは静岡の話でしょうか。静岡県がどのように、工業用水をどっから引っ張ってるかっていう問題もあります。また川から引っ張ってるところ、いろいろございます。その場合飲用として用いられるという判断で、緊急でしたのでそのような対応をされたんじゃないかと思われませんが、今の

ところ、本市につきましてはまだまたちょっと、そのような経験がございませんので、今後また、緊急に備えて考えていきたいと思っております。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第82号及び議案第83号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 2時20分」

「再 開 午後 2時25分」

△ 議案第86号 令和3年度霧島市下水道事業会計決算認定について

△ 議案第87号 令和3年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第86号、令和3年度霧島市下水道事業会計決算認定について及び議案第87号、令和3年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

議案第86号 令和3年度霧島市下水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。概況につきましては、国分地区污水管渠工事のほか4件の管渠工事を実施し、面積4.7ha、延長752mが整備され、国分隼人地区の事業計画区域内での整備率は91.3%、供用開始区域人口は前年度比383名の増となりました。業務量につきましては、下水道事業全体の年度末水洗化人口は36,431人、前年度比424人の増、水洗化率は85.3%で、前年度比0.3%増となっています。年間処理水量は5,308,978^mで、前年度比313,210^mの増、年間総有収水量は4,374,479^mで、前年度比96,726^mの増となっています。次に、経営成績につきましては、税抜きで総収益15億1,699万6,913円、総費用10億5,855万8,447円、差引き4億5,843万8,466円の純利益となっています。また、収支比率につきましては、総収支比率143.3%、経常収支比率143.4%となり、前年度との比較では総収支比率で34.5ポイント、経常収支比率で34.7ポイント、それぞれ高くなっています。以上、概要を申し上げましたが、今後も公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、下水道施設の維持管理及び必要な整備・更新を行ってまいりたいと存じます。詳細につきましては、上下水道総務課長が説明申し上げます。次に、議案第87号 令和3年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について、ご説明申し上げます。本議案は、令和3年度霧島市下水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。令和3年度霧島市下水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金1億5万1,229円と当年度純利益4億5,843万8,466円の合計額5億5,848万9,695円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち1億2,210万円を建設改良積立金として処分し、当年度補填財源として使用した3億4,247万6,595円を資本金に組み入れ、残額9,391万3,100円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げますが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

議案第86号 令和3年度霧島市下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。霧島市下水道事業会計決算書をお開きください。1ページから順に説明して参ります。決算書の1～4ペ

ージは、「決算報告書」で、金額は「税込表示」となっております。1～2 ページが、収益的収入及び支出で、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出となります。決算額は、収入「第1款 下水道事業収益」15億5,837万6,749円、内訳は「第1項 営業収益」4億9,455万1,653円、「第2項 営業外収益」10億6,072万2,675円、「第3項 特別利益」310万2,421円です。次に、支出「第1款 下水道事業費用」10億9,123万3,439円、内訳は「第1項 営業費用」9億5,661万7,249円、「第2項 営業外費用」1億3,201万6,321円、「第3項 特別損失」259万9,869円です。営業収益は下水道施設の使用料及び一般会計から繰り入れる雨水処理負担金等であり、営業費用は汚水処理及び雨水排除に必要な人件費、動力費等の維持管理費、減価償却費、また、営業外収益はこれまでに取得した資産の減価償却費に見合いの長期前受金戻入、一般会計からの補助金等、営業外費用は企業債の利息等です。さらに、特別利益は、賞与引当金の戻入、過年度にさかのぼって請求した下水道使用料、特別損失は、賞与引当相当額、過年度にさかのぼって還付を決定した下水道使用料です。続きまして、3～4 ページの資本的収入及び支出です。終末処理施設の改修、管渠の敷設など下水道施設の整備及び雨水事業に要する資金、費用であります。決算額は、収入「第1款 資本的収入」2億891万2,520円、内訳は「第1項 企業債」1億1,020万円、「第2項 他会計負担金」1,322万5,700円、「第3項 国庫補助金」5,365万7千円、「第4項 負担金等」3,182万9,820円であります。次に、支出の「第1款 資本的支出」の決算額は、前年度繰越額を含め、8億2,896万4,152円、内訳は「第1項 建設改良費」1億9,441万2,014円と「第2項 企業債償還金」6億3,455万2,138円の合計です。また、翌年度繰越額は2億3,713万6,700円となっております。なお、繰越工事資金を除いた資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億2,946万1,632円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,983万9,074円、当年度分損益勘定留保資金2億6,714万5,963円及び当年度利益剰余金処分額3億4,247万6,595円で補填しております。続きまして、5ページの損益計算書です。これは、1年間の企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載したもので、収益的収支を税抜きで表示しております。「1 営業収益」から「2 営業費用」を控除した営業損失は4億8,188万4,775円、営業損失に、「3 営業外収益」と「4 営業外費用」を加減した経常利益は4億5,795万2,217円、経常利益に「5 特別利益」と「6 特別損失」を加減した当年度の純利益は4億5,843万8,466円です。前年度繰越利益剰余金は1億5万1,229円、その他の未処分利益剰余金変動額は0円ですので、当年度未処分利益剰余金は、5億5,848万9,695円です。次は、6～7ページの剰余金計算書です。剰余金計算書は、剰余金はその年度中に、どのように増減変動したかの内容を表すものであり資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されております。なお、資本剰余金は、資本取引から生じる剰余であり、企業外部から繰り入れたもの、利益剰余金は、損益計算上の利益の額により得られるものであります。前年度末資本合計が21億709万1,394円です。繰越利益剰余金1億5万1,229円に当年度純利益4億5,843万8,466円を加算し、当年度未処分利益剰余金は5億5,848万9,695円です。続きまして、8～9ページの貸借対照表です。まず、8ページの「資産の部」ですが、固定資産の合計額が183億6,855万4,382円です。詳細は30～33ページの有形固定資産明細書に掲載しています。次に流動資産は、合計額が4億9,370万1,794円で、うち現金預金は4億6,900万9,236円で、令和4年度への繰越現金となります。未収金は、1,765万9,044円で、内訳は、21ページに未収金明細書に掲載しています。固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は、188億6,225万6,176円となります。次に9ページの負債の部です。固定負債は53億7,110万9,662円、流動負債は7億5,998万311円で、そのうち未払金が1億4,061万7,864円となっております。繰延収益は101億6,188万8,167円で、固定負債、流動負債にそれぞれ計上した「建設改良の財源に充てるための企業債」の合計は、59億7,434万6,692円であり、明細書は34～41ページのとおりです。続きまして、資本の部です。資本金は、13億5,107

万 1,592 円、剰余金は 12 億 1,820 万 6,444 円です。負債と資本の合計額は 188 億 6,225 万 6,176 円となります。この金額は、8 ページの資産合計と一致いたします。10～11 ページは注記表では会計処理の基準等を開示したほか、国分隼人処理区の「公共下水道事業」と高千穂処理区の「特定環境保全公共下水道事業」のセグメントごとに、営業収益等の諸数値を開示しています。続きまして、決算付属書類について説明いたします。12 ページの「事業報告書」について、先に部長も申しましたが、国分隼人処理区では管渠工事による面整備及び民間事業者による開発等で整備された区域を 4.7ha、延長 752m 供用開始区域人口は 383 名の増となりました。また、経営基盤の強化及び老朽化施設の改築需要に適切に対応するため、施設全体の管理を最適化するストックマネジメント事業を実施しました。13 ページの職員に関する事項は、下水道事業支弁の職員数を掲載しております。令和 4 年 3 月 31 日現在の職員数は 12 人です。14～15 ページは、工事概要となっております。合計 22 件で、事業費は、前年度からの繰越工事を含めて 7,294 万 200 円となっております。また、令和 4 年度への繰越工事は、3 件で 6,709 万 4,700 円となっております。続きまして、17～18 ページは業務量を掲載しています。次に 17 ページの業務量は、年度末現在の諸数値であり、全体計画面積に対する面整備率は 67.2%、事業計画面積に対する面整備率は 91.4% となっております。0.4 ポイント増加、供用開始区域人口 42,704 人、水洗化人口 36,431 人、水洗化率は 85.3% で 0.3 ポイント増加しました。年間処理水量 530 万 8,978 m³、有収水量 437 万 4,479 m³ となっております。また、1 m³ 当たりの使用料単価は、94.5 円、汚水処理原価は、154.2 円となっております。18 ページは、処理区ごとの内訳になります。次に、19～22 ページは 会計に関する事項です。主要契約の要旨は、契約額 300 万円以上のもの 15 件を掲載しております。20 ページには 企業債の概況を掲載しております。前年度末の残高が 64 億 9,869 万 8,830 円、本年度借入高が 1 億 1,020 万円、本年度償還高が 6 億 3,455 万 2,138 円で、本年度末残高は 59 億 7,434 万 6,692 円です。なお、企業債明細書を 34～41 ページに掲載しております。21 ページには 未収金明細書を掲載しております。未収金の合計は 1,765 万 9,044 円です。22 ページには 事業資金収支表を掲載しております。この表は、1 年間の実際の現金の動きで、受入資金から支払資金を差引いた額が 4 億 6,900 万 9,236 円で、これが翌年度への繰越現金となります。下段の、他会計補助金の用途の特定は、一般会計からの繰入れをどのような経費の財源としたかを掲載したものです。23 ページはキャッシュフロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュフロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金預金が 1 年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動によるものが 4 億 5,102 万 8 千円の増、投資活動によるものが 2 億 1,758 万 4 千円の増、財務活動によるものが 5 億 2,435 万 2 千円の減で、資金増加額は 1 億 4,426 万円で、資金期首残高 3 億 2,474 万 9 千円に、これを加えた資金期末残高は 4 億 6,900 万 9 千円です。次に、24～27 ページは収益費用明細書、28、29 ページは資本的収支明細書で、税抜きの決算状況です。30～33 ページは 固定資産明細書、34～41 ページは企業債明細書となっております。42 ページは消費税等計算書です。本年度の消費税及び地方消費税は 3,195 万 2,400 円となっております。以上が、令和 3 年度霧島市下水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第 87 号令和 3 年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての説明は、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で説明を終わります。

○委員（久木田大和君）

先ほどの企業会計のところでも質問しましたがけれども、下水道のほうの経営指標の推移のところを、経費回収率で令和元年度までは 100% を超えていたものが、60% 程度まで減少をしているというところの部分、使用料と汚水処理原価の部分の数値の差になるかどうかと思うんですけども、このところの変化について、要因をお示しくください。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

今質問のありました経費回収率につきましては、まず大きな変化としまして令和元年度から 2 年

度におきまして102%から60.37%へと減少しております。こちらにつきましては、分母を構成する汚水処理費のうち維持管理費については大きな増減はございませんが、資本費につきましては減価償却費が対象になりますが、この減価償却費の算定に当たって、減価償却費に見合いの長期前受金という収益化するものがございますが、こちらについての考え方につきまして、令和2年度に、令和元年度までの考え方を改めたことによりまして、大きな変化が生じているところでございます。なので、実施実態の収入であったり支出に大きな変化が生じたというものではございません。

○委員（前川原正人君）

先ほど、部長課長のほうからる説明いただいたわけですが、貸借対照表の中の未収金の部分、21ページに出てくるわけですね。これが、それなりの合計金額でいくと税込み、1,765万9,044円ということになっていますが、この下水道使用料は、平成25年度から令和3年度までの未収金の明細ですよ。そして今度は負担金等になった場合に、23年度ではなくて、その前からもあるんだよということの記載になると思うんですが、まずはこの23年度から令和3年、負担金等の部分で、波選になってる部分、一番古いのはいつぐらいまで遡りますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

1番古いもので平成18年になります。

○委員（前川原正人君）

未収金明細ということであれば、累計でいくと、使用料、下水道使用料金で4,420件、負担金等で5,755件と、これはもうずっとそのまま生きていくと。普通だったら、要因がたくさんありますけど、未執行、徴収権利がなくなるという、そういうところの処理というのは、いずれは可能性としてあるわけですか。いわゆる不納欠損とか、そういう行政的手法によることも考えられるという理解でいいんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

まずは、使用料につきまして、令和3年度の金額が多ございます。これは、3月分に使用した分が4月に入ってきたり、5月に入ってきたりするもので、どちらかというと現年分というような考え方なんですけど、この分が積もっている状況でございまして、今現在は、ここはほかの年度と平準化するような金額となっております。で、今お話がありました不納欠損につきまして、これにつきましては、やはり転居されたりとか、いろいろなケースがあるかと思えます。これは一軒家だけではなく、アパート等も、下水道に接続されている部分がございますので、そういった中で、その債権者がもう不明になったりとか、死亡された場合等もございます。そういうものにつきまして、不納欠損を行うということは、調査をした上で実施しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

どうしてもそのエリアに入った世帯っていうんですかね。中山間地域だとかこういう事業はありませんので、全く話にならんわけですけど、そのエリアにいる人たちっていうのは受益を受けるという理由で、負担をお願いするというのがあると思うんですけど、要はこのままずっと置いておけば、累積で上がっていくというのは、見て取れるわけですよ。だからそれをどこの時点で、精査って言ったらかかしいですけど、一つの区切りとするのかというのはやっぱり5年間のという、そういうのもあるんですか。時効という点で。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

今お話がありました時効で不納欠損するという場合もございますし、中には、全くもうその債権者がいなくなって不明なため、回収できないという状況もございます。その辺りは調査しまして、一応、事務処理的には、年度末に行っておりますが、調査した上で不納欠損等を行って行っております。

○委員（前川原正人君）

ということは、事務処理上、既得権があるわけですよ。こういう使用料とか税金よりも、そんなにないですけど、この決算書で見たときにそういう今おっしゃったような不納欠損で処理をした部分というどこに出てきますか。どうなんでしょう。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

今御指摘のあったように、決算書上では、出てきておりません。

○委員（前川原正人君）

どうしても複式計算ですから、企業会計の場合は。複雑なわけですよ。でも、この貸借対照表の中に反映されてくるわけですよ。どうしてもその部分っていうのは。数としては出てこないけど。だから、もう不納欠損で落とした分っていうのは出てこなければ、損益になる部分がありますので、そのことも本来であれば、ここに出てこなきゃおかしいんじゃないですかということを知りたいわけですね。

○委員長（川窪幸治君）

しばらく、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時03分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

不納欠損のサイクルに関しましては、使用料が生じた時点で、一定程度の欠損が見込まれますのでまずは、貸倒引当金として将来の不納欠損のために、引き当ていわゆる積立てを行います。実際に、不納欠損を行った場合は、事前に積立てしておいた引当金の一部を取り崩すという形で補填をします。ので、あらかじめ、負債が見込まれる収入から控除した上で、資産額を形成しております。その取崩額につきましては御手元の資料の10ページ、下段2番の(2)引当金の取崩しというところで、本年度の不納欠損による損失が生じたため貸倒引当金、5万4,960円を取崩しましたと注記に記入しておりますが、こちらについて内訳使用料、あるいは受益者負担金の内訳というのは本日手元に持っておりませんので、内訳については回答できません。

○委員（前川原正人君）

何ていうんでしょうね、さっきも言いましたように、税金で言ったら不納欠損金ですよって出てくるわけですよ。今おっしゃるように、企業会計の場合は引当金で面倒を見るわけですよ。だからその分が、全額出てこないわけですよ。全てではですね。年次的に落としていくというのは分かるんですけど、どっかですか、議会に分かる形で、本当だったら示すのがあるべき姿なのかなど。煩雑ですよ、実際。我が家も畳屋やってて、貸借対照表作ってするんですけど、さあやっぱり煩雑です。それはもう言葉から、難しさもたくさん出てきますし、今だ、余計なことですけど商売の場合は、不納欠損金なんていう言葉を使うわけですからね。だから、もう行政だからこそ、これはもう回収不能だということで、事務処理をするわけですけど、例えば決算だったら、令和3年度の不納欠損額が大体幾らだったんだというようなでできますけど、これだけでは、全体が見えてこないわけですよ。だからここはやっぱり分かるような工夫を何かこうやっていただければと、今後の課題として受け止めていただければいいと思う。あと二つ聞きます。一つは、決算書の24ページの中で、受益者負担金っていうのがあります。これが何世帯なのか、それと同時に、このいわゆる前納報奨金になると思うんですが、439万8,400円。これは前納で早く払った人たちは、20%分を減額してという優遇制度がここだけは残ってるわけですけど、この分が何世帯分になるのか、お知らせいただけますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、受益者負担金ですけれども、令和3年度に新たに賦課した件数が140件になります。それと、前納報奨金の件数につきましては、155件になります。そのうち、全期前納で支払われた件数が109件になります。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

先ほどの不納欠損処分についてですが、決算書のほうには掲載しておりませんが、監査の決算審査意見書のほうの40ページ、こちらのほうに不納欠損の処分の推移ということで、下水道使用料と負担金等について、記載してございますので、御報告いたします。

○委員（前川原正人君）

あともう一つ、確認しておきたいのは、決算審査意見書の中で、41ページになりますが、この中で使用料単価、利益に対する汚水処理原価、費用、公共下水道事業で94円40銭に対して143円50銭と、この牧園特環境のようですがこれは96円90銭に対して、326円73銭と。1立方当たりの汚水処理損失が公共下水道で49円19銭、特環のほうが229円83銭ということで、この対策を講じられたいということで、監査委員もここを、やはり指摘をしているわけですね。これも数字上ですので、実際全体をおしなべた形での金額になるんですけど、この講じるその手法、今後やっぱり相当研究検討を重ねて、これを何とかプラスに持っていくという努力は求められるわけですが、そのことについてどのように今後、来年以降、取り組んでいくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

今年の1月に、全協のほうで説明させていただきましたが、使用料につきまして、現段階では、鹿児島市を除いて、霧島市が1番単価が安いという状況でございます。つい最近、同じぐらいの金額だった鹿屋市も、もう今年の9月議会に提示されて、4月から料金の改定ということも、もう議会の承認を得られているところです。今後、それらを踏まえ、実際は2年前にそういう改定の話をしてはいたしてはいたしましたが、このコロナの状況、また下水道が公営企業となったということで、それらを見直した形で、1年ほど延期するという形でさしてきました。ただ今後、時機を見ながら、そこについては、今まで御説明したとおり、進めていきたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

雨水事業が令和3年度から始まったということで、それに関わる金額は当然出てまいります。これについては、今、決算書を見てみると、令和2年度は明らかに、その分がふえてるのかなど。そのふえてる分は雨水の事業の関係かな、そこら辺ざっくりでいいんですけど。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

下水道事業がふえて、下水道事業全体として事業費がふえてまいります。ただし、この雨水事業につきましては、どちらかというと、収益を生まない、下水道使用料については、下水を利用された方についてから収入が得られますが、雨水についてはそれがありませんので、一般会計のほうから、繰入れという形で進めてまいっているところでございます。

○委員（有村隆志君）

じゃあ、その金額は、大体その繰入れ金額と、その工事する金額とイコールとはならないかもしれんけど、そこら辺はどのようにとか、入れる金額をどのように設定していかれるのか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

先ほども申しましたように、この雨水事業につきましては、利益を生まない事業でございますので、金額、繰入れをいただく方向で考えております。

○委員（有村隆志君）

確認ですけれども私はまだその分が少し、下水道処理のほうで、負担という、そこに負担が出てくるのかなど。それはもう料金に反映しないということでいいですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

汚水と雨水ということで、事業が別でございますので、汚水の料金を、雨水のほうに回すというのは、やはり違うのかなと考えておりますので、その分は、やはり一般会計のほうから負担をもらいたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

ですけども、今後、今2か所ほどやってるといふふうに、私の認識、たくさん、もう一つあるかもしれない。今後、計画でどれぐらいを考えてらっしゃるか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

今現在、事業着手をしている箇所につきましては、隼人町の日当山で排水機場1か所、それと調整池を1か所、それと姫城のほうで、排水路の計画に着手しております。国分の中央地区におきましては、今年度から、国分運動公園の駐車場に調整池、それからその調整池に入る導水路、それからその流末のほうに、手籠川に接続する奈良田団地北側の導水路を今設計に入っているとございます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第86号及び議案第87号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時15分」

「再開 午後 3時30分」

【議案処理】

○委員長（川窪幸治君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。これより、決算関係議案14件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

△ 議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

まず、議案第74号令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第74号 令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論する。令和3年度の一般会計決算の大きな特徴は、新型コロナウイルス感染症対応策として第21弾に及び施策をされております。その総額は71億2,300万6,000円でございます。その結果、歳入総額758億7,791万7,000円、歳出総額718億8,145万2,000円となりました。実質収支である歳入歳出差引額は31億3,727万1,000円の黒字と言う状況でございます。歳入部分での反対する理由ですが、歳入である地方交付税は、調定額156億2,263万円に対して、収入済額との差額は8億3,881万円であります。本来であればこの差額分も全部使うという事ではなくて予算に計上すべきものと指摘をするものであります。その根拠となっているのが地方自治法第210条のなかで一会計

年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出に計上しなければならないと規定されているのが根拠でございます。行政当局側は支出予定がないとの理由で計上してないということでございますが、自治法の規定はすべて予算計上するということを求めているところでありまして、二つ目の理由というのが、歳出の部分でございますが、反対といたしまして平成28年度1月から始まったマイナンバーカードであるが、当初、このカードは誰でも取る事ができる、また取得しなくてもよいという任意の制度でございました。ところが最近ではマイナポイント2万円分の付与を押し進め、なかば強権的に義務化を進め、今後マイナ健康保険証、免許証と紐づけをするなど2024年度には保険証の紙ベースを廃止をするという様な報道等もあるようでありまして、指摘をしたいのは民間事業者への個人データへの利用とか活用を推進するなど危険性が指摘をされ国民の病歴や預金、資産などを把握することに目的があるといわれております。その不安を取り除く事を最優先にすべきでありましてマイナンバーカードの制度そのものに懸念をするものであります。そしてもう一つの反対の理由というのは、本決算では市立養護老人ホーム横川長安寮と公立保育園であります高千穂保育園の民営化が令和3年度に実施をされて、民営化を進める議案として出されておりました。これは私も公立は公立でちゃんと残して市民への付託にこたえていくという公共的な部分を優先させるべきという指摘をした経緯がございます。この財政効率を優先した民営化ではなくて、市民が安心して利用できる施設の充実こそ求められ、民営化は事業者が撤退した場合のリスクが大きく、行政が福祉の一環として責任を負うべきであるということも指摘してきた経緯もでございます。以上の理由の一部を、ごく一部を述べますがそういうような内容が含まれた決算であるということも指摘をし私の特徴的な理由を述べまして反対の討論といたしたいと思っております。以上です。

○委員長（川窪幸治君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

私は、議案第74号令和3年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場を明確にし討論に参加します。委員会では、執行部から説明として令和3年度の予算は、コロナ禍における初の本格的な予算で令和2年度普通交付税の合併算定替の措置が終了した中で、霧島市経営健全化計画第三次の達成のため、市税等の徴収向上やふるさと納税の増加が確保されたことや、今後見込まれる大型事業等に備え基金の確保に努めていること。特徴としては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施された国の施策に対応して、18号もの一般会計補正予算を執行し、特に市民生活に係る予算を重ねて21弾に及ぶ新型コロナウイルス感染症緊急対応策の支援が行われた結果、歳入総額758億8,801万1,000円、歳出総額718億9,154万6,000円、歳入総額から歳出総額を差し引いた経常形式収支は39億9,646万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源8億5,919万4,000円を差し引いた実質収支は31億3,727万1,000円の黒字で、市債は516億116万6,000円で前年度より13億4,000万円減少していることを評価します。執行状況の内容としましては、市民生活に必要なものでその中に、一つ目新たなごみ処理施設整備事業、それからマイナンバーカードの推進、子育て支援、養護老人ホームの民営化など多くの事業が実施されております。歳入の調定額に対する収入率は97.4%、歳出の執行率は93.5%となっているが、翌年度繰越し額27億3,857万2,000円。不用額27億5,317万9,000円となっていることは評価するとともに、引き続き積極的に市民生活の充実となる予算執行を求めます。結果、財政力指数が令和2年度0.56から0.02下がって0.54となるとも、経常収支比率は当年度82.3%で前年度より7.2ポイント改善している。実質公債比率については6.6%で前年度の6.5%を0.1ポイント上回っているということで今回の予算は市民生活に大きく支援できたと評価し本議案は認定すべきものと判断します。議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第74号について認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立9人で起立多数と認めます。したがって、議案第74号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第75号 令和3年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第75号令和3年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討論に入ります。意見はありますか。

○委員（前川原正人君）

審査の中で明らかになったわけですが、霧島市の場合、去年、一昨年ですか、国保税の値下げを実現いたしております。先日の審査の中でも明らかになりましたけれども、今、保険者が、霧島市もそうですが、鹿児島県のほうに移ってその保険給付費、仕組みが、県が示した保険給付費をもとに算定をした金額が霧島市が県に納めるというそういう流れになっているわけですが。この状況が分かるのが11月に仮算定であろうと。そして1月になって、また、本算定になってはっきりとした保険料率、税金の税率、その料金等が決まっていくということで明らかになったわけですが。議会にもですね、ただ予算が出てこうでしたじゃなくて、やはりそういう情報が入り次第、議会にもぜひ、このことを情報としてですね知らしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討論を終結し討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第75号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第76号 令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第76号令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての自由討論に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討論を終結し、討論に入ります。討論はありますか。それではまず原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第76号令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対しまして、反対の立場から討論に参加をしたいと思っております。国策といたしまして進められている後期高齢者医療保険でございますが、75歳以上の高齢者を年齢の区分で強制的に脱退をさせて、別枠の医療保険制度

に困り込むという性格があります。これは年齢で差別する高齢者いじめの医療制度の仕組みと言わざるをえません。本決算は保険料の均等割額が5万5,000、年間ですが、均等割が5万5,100円、所得割10.38%、賦課限度額が64万円に改定された経緯がございます。年額18万円以上の年金受給者は、うむをいわず、年金から天引きをされて介護保険料と合わせた保険料が、年金額の2分の1を超える場合普通徴収として納入することになります。連続してこの年金も下げられて減り続ける年金受給額。度重なる医療改悪によりまして、負担か医療抑制かの2者選択を強要している制度と言わざるをえません。安心して医療を受けられる。そして老後を過ごすことできる制度への改善が求められていると指摘をいたしまして私の部分といたします。

○委員長（川窪幸治君）

次に、賛成者の発言を許可します。ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第76号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立、9人で、起立多数と認めます。したがって、議案第76号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第77号 令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第77号令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。原案に反対のかたからの発言を許可します

○委員（前川原正人君）

私は議案第77号霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対しまして、反対の立場から討論に参加をいたします。本制度が始まりましてちょうど22年目となりました。決算の時点では21年でございますが、本制度が発足をしたときには、家族が支える介護から社会が支える介護ということで始まりまして、評価された時期もあることも事実でございます。しかし、年月を負うごとに、制度の改悪が進められて2015年度からは、今から7年前でございますが、特別養護老人ホームに入所できる高齢者を、介護3以上に限定をし、そして介護施設の部屋代や、食事代を国が助成をする補足給付も縮小されてきた経緯がございます。本決算の令和3年度からの3年間の第8期介護保険事業計画で、標準保険料7万1,760円が年間で2,040円の値上げ、7万3,800円の負担増となっております。月額負担額では5,980円が6,150円。これも170円の値上げです。最低基準の所得階層、第1段階の80万円以下の所得でも年額3万5,880円を3万6,900円ということで負担強化が進められてまいりました。この本決算をみてみましても、基金残高を見た場合に出納閉鎖時の時期で8億8,727万3,446円であります。今後その一部を保険料の値下げやもしくは据置きにするなどの負担軽減の施策が求められることは当然であります。厚生省通知でも各保健者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画において歳入として繰り入れるものと考えするというこのような通知も出されており、また、本決算の審査の中でもありましたとおり担当課長もそのようなことで議論をしていきたいということをおっしゃった経緯もございます。そのことが本決算には反映をしていないということを指摘をするものでございます。以上、申し述べまして私の反対の理由の討論といたします。

○委員長（川窪幸治君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

○委員（久木田大和君）

私は、議案第77号令和3年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場を明確にして討論します。私が賛成する理由を2点申し上げます。1点目は第1号被保険者の保険料について、特に低所得者の負担軽減を行っているほか、収入が減少した方々に対し保険料を減免するなど、事業運営を円滑に行ったことです。次に2点目は、収入済額から支出済額を差し引いた形式収支は5億2,667万円余りのプラスになっていること。さらには、令和4年5月末日現在の介護給付費準備基金の積立て残額は8億8,727万円余りとなっていることであります。これらは、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築などを段階的に進めていくためにも必要な財源になっていくと考えています。またこの保険料の増加をできるだけ抑制する経費に充てていくことも必要と思います。このほか、介護予防日常生活支援総合事業の実施、地域における包括的支援事業などの実施により、市民みんなで高齢者の生活を守る取組がなされております。以上のようなことから、議案第77号の決算認定については、認定すべきものと申し上げ賛成討論を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第77号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9人で、起立多数と認めます。したがって、議案第77号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第78号 令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第78号令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第78号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第78号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第79号 令和3年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第79号、令和3年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第79号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第79号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第80号 令和3年度霧島市水道事業会計決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第80号、令和3年度霧島市水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。それではまず原案に反対の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

議案第80号令和3年度霧島市水道事業会計歳入歳出決算に対しまして、反対の立場から討論に参加をいたします。反対するその大きな理由でございますが、この本決算は令和3年度から債務負担行為といたしまして、令和5年度までの3年間、3億6,455万8,000円が予算計上をされた経緯がございます。本決算の内容では水道事業窓口業務包括的委託経費として1億1,774万4,000円が支出をされております。この背景には経費の縮減や効率化を目的とした集中改革プランを具体化したものがございますが、生活に欠かせない水道は民間委託ではなく市の責任を果たすべきであります。民営化は人件費や様々な経費の節減につながるとの議論もございますが、水道業務全般にわたりました個人情報や扱うことから、情報漏えいなどが懸念されることを指摘をするものであります。以上の理由述べまして私の討論といたします。

○委員長（川窪幸治君）

原案に賛成の発言を許可します。ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第80号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9人で、起立多数と認めます。したがって、議案第80号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第81号 令和3年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第81号、令和3年度霧島市水道事業会計剰余剰余金の処分についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第81号について、原案のとおり可決すべきものと、ものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

お座りください。起立9人で、起立多数と認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第82号 令和3年度霧島市工業用水道事業決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第82号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

この工業用水道会計でございますが、この1立方当たり供給の料金では大体45円なんです。それはそれとして、これまでの旧国分の体系の一つは踏襲してきているという側面もあります。問題は企業誘致をしていただいたことは、企業誘致で企業に大いに頑張っていただきたいというのは分かるんですが、この一般会計から300万円ほど補填をして実質は赤字までとは言いませんが厳しい状況が続いているということでもあります。本来であれば独立採算ですので工業用水道としてちゃんと確立ができるような体系をやっばり構築していくべきであろうと。先ほどの審査の中でもありましたとおり、この点につきまして今後どういうふうな議論をしていくのかということも明らかになりましたけれども、そのことも含めて方針がある一定程度決まり、また固まり次第、議会のほうにもどのような方向性を打ち出してきたのか報告をいただくようお願いをしておきたいという事を申し上げておきたいと思えます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第82号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計歳入歳出決算につきまして、反対の立場から討論に参加をいたします。この会計は旧国分市当時から企業誘致の中で責任水量制という制約の中で運営をし、工業用水として供給された背景がございます。本会計の1番の問題点は市民が支払う水道料金は13ミリ口径で1^m当たり基本料金490円。これは消費税を入れた場合合計で539円です。20ミリ口径では979円でございます。従量料金は1^mから10^mが85円。11^mから30^mまでは105円の料金形態になっております。一方、本工業用水道料金というのは、原則として1日50^m以上の水量を使用するものとしておりますが1^m当たりの基本料金は、先ほども自由討議の中で申し上げましたとおり45円です。超過料金使用料では90円の料金で対応している実態がございます。確かに、全国平均の工業用水道料金というのが、1^m当たり、大体22.6円。九州沖縄の平均でも23.23円という状況で霧島市を見た場合そんなに安い料金ではないことも事実でございます。しかし、旧国分当時の時代の背景や、責任水量制の制約もございまして、市民が使う水道料金と比較をした場合、格

安の料金で工業用水道を供給していることとなります。企業誘致により雇用を確保するという貢献度もありますけれども、企業誘致をしている企業の社会的責任を果たす上でも、今後、料金の見直しなど検討が必要であることを指摘するものでありまして、以上指摘をして私の討論といたします。

○委員長（川窪幸治君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。ありませんか。

○委員（藤田直仁君）

私は、議案第82号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論します。本市の工業用水道事業は、上野原テクノパーク内の立地企業等に対し、安定的にかつ低廉な水を供給しており、令和3年度については15社の23事業所に供給しております。なお、経営状況については総収入から総費用を差し引いた金額は107万円余りの純利益となっておりますが、一般会計から300万円の補助金の繰入れを考えますと依然として厳しい経営状況にあると思われま。あわせて、施設や設備の老朽化もしており今後、年次的に更新を行う必要もあります。ゆえに、一般会計からの補助金繰入れは、真にやむを得ないものだと判断しております。また、課題となる水道料金については、全国平均や九州地区内の平均に比べましても、まだ本市は倍以上の位置にありますし、本日の喫緊の重要な課題と捉え、対応していきたいという旨の話も伺いました。以上のことから、本決算については必要かつ適正な企業運営であり認定すべきものと申し上げ賛成討論を終わらせていただきます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第82号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

お座りください。起立9人で、起立多数と認めます。したがって、議案第82号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第83号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第83号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります採決します。議案第83号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、異議がありましたので、起立により採決をいたします。議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

座りください。起立9人で、起立多数と認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第84号 令和3年度霧島市病院事業会計決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第84号、令和3年度霧島市病院事業会計決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第84号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第85号 令和3年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第85号、令和3年度霧島市病院事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第85号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第85号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第86号 令和3年度霧島市下水道事業会計決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第86号、令和3年度霧島市下水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。原案に反対の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第86号、令和3年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、反対の立場から討論に参加をいたします。反対する理由でございますが、受益者負担の一括導入の2,733万5,146円。世帯にいたしまして140世帯が報償費として439万8,400円。世帯にして109世帯との報告がございました。公共下水道の受益者負担に係る前納報奨金というのは、本来5年間で納入すべき下水道エリアに対しまして、負担金徴収を早めに行って行政の資金繰りをよくするというこのようなことを目的にした時代背景がございます。一括納入によりまして受益者負担金20%の値引きは高い

金利の時代に創設をされた制度でございます。旧市町、1市6町でございますが固定資産税や国民健康保険税など、公共料金を前もって納入をする前納報奨金制度がございましたが、下水道のみがいまだにこの制度を踏襲している状況でございます。経済的余裕のある世帯は、この報奨金制度で恩恵を受けますが、そうではない世帯は全額負担金として支払わなければならない、低金利ゼロ金利政策が長引く中で、公共下水道全体の受益者負担の負担金を全体で20%値引きをするなど、市民負担の軽減を図るべきであることを指摘し私の討論といたします。以上です。

○委員長（川窪幸治君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

○委員（野村和人君）

私は、議案第86号、令和3年度霧島市下水道事業会計決算認定について、賛成の立場を明確にして討論いたします。下水道事業は、国分隼人市街地や牧園地区の観光地等の汚水を処理し、快適な生活環境の確保、河川等の公共水域の水質保全に資することを目的に実施されているものであります。また、令和元年度から地方公営企業法の全部を適用し下水道事業会計に移行いたしました。令和3年度の経営状況ですが総収益から総費用を差し引いた金額は税抜で4億5,843万8,466円の純利益となっており、当年度未処分利益剰余金については、前年度からの繰越し利益剰余金を加え総額5億5,848万9,695円となっております。また、受益者負担金のうち前納報奨金制度の件が議論されておりますが、この制度で負担金の早期確保や納付意識の向上のほか、担当職員の徴収業務がかなり軽減されていることも現状であると思われまます。以上のことから、現時点の制度の中では健全な財政運営がなされると判断しますので本決算について認定すべきと考えます。以上で、賛成討論といたします。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論終わります。採決します。議案第86号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

お座りください。起立9人で、起立多数と認めます。したがって、議案第86号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第87号 令和3年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第87号、令和3年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第87号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、異議がありましたので、起立により採決をいたします。議案第87号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

座りください。起立者9人で起立多数と認めます。したがって、原案、議案第87号は原案のお

り可決するべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（川窪幸治君）

議案14件について、委員長報告に何か付け加える点がありませんか。

○委員（池田綱雄君）

委員長報告に付け替える意見について、今回の質疑に対して後ほど回答するという答弁が多かったように思います。執行部が提出した資料に基づいて質疑をしているのだから、ある程度の答弁はしていただきたい。答弁次第によっては、次の質問につながっていくものと思いますのでできるだけその場で答弁されるように意見としてつけ加えていただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

私はですね一言感じたことを申し上げたいと思いますが。池田綱雄委員もおっしゃったとおりなんです。やはり成果説明書で、成果説明書が中心になって説明をされるわけでありますけれども。どうしても私たちの立場というのは数字でしか見ることができません。だから逆に言うと、予算書と同じようにということにはなりませんけれど、やっぱり、もう、わかっている数字、当然、何件とかあるんであれば、それに対する成果というのは幾らだったっていうのは、わかっていますので、やはりそこは、何ていうんでしょうね、数値的な部分は最初から載せていてもいいんじゃないのかという気がいたしました。それと成果ですのでこの間の1年間の予算をどう使ったのか。そして、次の年度にどうかすのかっていうことが、反省と教訓にたっとなきゃいかんわけですけど。それがただ何でしょう、文言で表記をしなければいけませんけど、もうちょっとこうわかりやすい、表記を工夫をしていただきたいというのがありました。それはもう皆さん思ったと思いますけど、令和2年度と3年度を比較してですね件数はあります。でも金額が書いてないんですね。だからそれは議員が見るのは当たり前でちゃんとそこまでですけど、見るのは当たり前ですけど書いてあれば聞くこともないわけです。そういう点からももう少し執行部のですね、工夫を求めておきたいと思います。以上です。

○委員（木野田誠君）

今、2人の委員の方が申し上げられたことになるんですけども、口述書についても非常に細かく書いてあるところもあります。もう本当ざっぱに書いてあるところもありました。私自身はもうちょっと詳しく書くようにしてほしいと申し上げましたけども。それとやはり、必要な数字はやっぱり表で出してもらおうようにしていただきたいと思います。やはり、何件か表で出してくださいということも申し上げましたので、その辺もできたらつけ加えていただきたいと。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むことにし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで、付託された案件の審査を終了いたします。以上で、全ての日程を終了いたしました。これで決算特別委員会を閉会します。御苦労さまでした。

「閉会 午後 4時16分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

決算特別委員長

川窪 幸治